

2022 年規定審議会議事抄録

目次

クラブ運営

- 22-01 ロータリークラブの目的を改正する件
- 22-02 ロータリークラブの目的を改正する件
- 22-03 ロータリークラブの目的を改正する件
- 22-04 衛星クラブの命名規定を改正する件
- 22-05 口頭による退会申出をクラブが受理する手順を規定する件
- 22-06 クラブ委員長が理事会メンバーとなれるようにする件
- 22-07 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件 **採択A**
- 22-08 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件
- 22-09 年次総会において現年度の中間報告と前年度の財務報告を採択することを定める件

会員

- 22-10 バランスの取れた会員基盤の構築要素に公平さとインクルージョンを加える件 **採択A**
- 22-11 年齢または障害を基とした入会制限を禁止する件
- 22-12 二重会員の禁止を廃止する件
- 22-13 会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件 **採択A**
- 22-14 正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件 **採択A**
- 22-15 衛星クラブの会員に関する規定を改正する件 **採択A**

ローターアクト

- 22-16 ローターアクターの年齢制限を設ける件
- 22-17 ローターアクターの年齢制限を設ける件
- 22-18 ローターアクターがRI 委員会の委員となれることを明文化する件 **採択A**

RI 役員と選挙

- 22-19 会長候補者の指名に関する規定を改正する件
- 22-20 会長選挙と理事選挙の一連の締切日を変更する件 **採択A**
- 22-21 理事および理事指名委員会委員の資格条件を改正する件 **採択A**
- 22-22 理事指名委員会委員の資格条件を改正する件 **撤回**
- 22-23 理事の資格条件を改正する件
- 22-24 理事選挙におけるクラブ投票手続きの一連の締切日を改正する件 **撤回**
- 22-25 ガバナノミニの資格条件を改正する件 **撤回**

22-26 ガバナーの資格条件を改正する件

22-27 RI 理事会にロータリアンの元役員身分を剥奪することを許可する件

付託から再審議 **修正案の採択**

国際ロータリー（一般）

22-28 ゾーン内セクションの変更過程を改正する件 **採択A**

22-29 ゾーンの境界線を見直し、変更する手続きを改正する件 **撤回**

22-30 RI のガバナンス構造を定期的に見直す件

22-31 RI のガバナンス構造を定期的に見直す件 **撤回**

22-32 RIBI 役員の定義規定を改正する件 **採択A**

ロータリー財団（管理委員会）

22-33 ロータリー財団管理委員会の構成を改正する件 **無期限延期**（COLで扱わない）

国際ロータリー（雑誌）

22-34 機関雑誌において全会員に電子版を、希望者に印刷版も提供することを規定する件

22-35 雑誌購読を任意とする件

国際ロータリー（クラブ）

22-36 新クラブ加盟の最低会員数を下げる件 **撤回**

22-37 加盟金に関する規定をRI 細則から削除する件

22-38 地区に対して訴訟を起こしたクラブもしくはローターアクトクラブを加盟停止又は終結する権限を理事会に与える件 **採択A**

国際ロータリー（委員会）

22-39 RI 委員会に関する規定を改正する件 **採択A**

22-40 青少年交換委員会について規定する件

22-41 インターアクト委員会について規定する件

国際ロータリー（会議）

22-42 RI 理事会による直接対面式の会合の数を制限する件 **撤回**

22-43 元会長審議会の規定をRI 細則から削除する件 **撤回**

国際ロータリー（管理運営）

22-44 事務総長の任期を2 期までとする件

22-45 事務総長の任期を4 年とし2 期までに限る件

人頭分担金

- 22-46 人頭分担金を増額する件 **採択A**
- 22-47 40 歳未満の会員に対する人頭分担金を改正する件
- 22-48 ~~人頭分担金を2022-23 年度の額に据え置く件~~ **撤回**
- 22-49 最低10 会員分の人頭分担金を支払うことをクラブとローターアクトクラブに義務付ける件
- 22-50 クラブ報告および会費支払いの期日を改正する件
- 22-51 人頭分担金を月払いとする件

国際ロータリー（財務）

- 22-52 監査委員会と監査済み財務諸表に関する規定を改正する件 **採択**
- 22-53 理事会がRI 準備金からの支出を報告する場所を改正する件 **採択**
- 22-54 RI の予算と年次報告書をロータリーのウェブサイトで公開する件 **事前審査採択A**
- 22-55 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件 **撤回**

審議会（事前の手続き）

- 22-56 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件 **採択A**
- 22-57 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件 **採択A**
- 22-58 制定案に関連する締切日を改正する件
- 22-59 RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件 **採択A**
- 22-60 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件
- 22-61 RI 細則における矛盾を解消する件 **事前審査採択A**
- 22-62 決議審議会に提出された決議案または緊急制定案に欠陥があったとした理由を公表することを義務化する件

審議会（会議と代表議員）

- 22-63 ~~ローターアクトクラブが立法案と決議案を提案し、ローターアクトが投票権を有する審議会議員となることを許可する件~~ **撤回**
- 22-64 審議会代表議員候補者の推薦規定を改正する件
- 22-65 直近の5 名の元会長を投票権を有しない審議会議員とする件
- 22-66 規定審議会を直接会合またはオンライン会合で開催できるよう認める件
- 22-67 決議審議会における緊急制定案の採択に関する規定を明確化する件
- 22-68 規定審議会の議事録を公開するよう規定する件

審議会（その他）

- 22-69 採択された決議案にかかわる決定についてガバナーに通知するよう規定する件 **採択A**
- 22-70 国際ロータリー定款を、実質的な変更を行うことなく現代化かつ合理化する件 **採択**

A

地区運営

- 22-71 クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件 **採択A**
- 22-72 地区の境界の変更基準を変更する件 **採択A**
- 22-73 地区境界の変更における施行期日の延期を規定する件
- 22-74 年次地区大会の開催を義務とする規定を削除する件
- ~~22-75 地区大会の開催の頻度と形式の規定を改正する件~~ **撤回**
- 22-76 地区大会の計画に関する規定を改正する件

奉仕部門と行動規範

- 22-77 専門能力開発を奉仕の第二部門に、職業奉仕委員会を推奨されるクラブ委員会に加える件
- 22-78 積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件 **採択A**
- 22-79 高齢者の生活の質の向上を含めるよう奉仕の第三部門を改正する件
- 22-80 地区と地区を国際的に結びつけるために奉仕の第四部門を改正する件
- 22-81 標準ロータリークラブ定款に奉仕の理念を加える件
- 22-82 ロータリアンの行動規範を規定する件

クラブ例会と出席

- 22-83 クラブが例会を取りやめられる理由を改正する件
- 22-84 ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件 **事前審査A**
- 22-85 出席報告の提出義務を撤廃する件 **採択A**
- 22-86 出席報告を月次会員総数の報告に変更する件
- 22-87 出席報告の要件を改正し、奉仕活動の四半期報告を含める件
- 22-88 クラブ細則において出席規定の例外を規定することを禁ずる件
- 22-89 クラブ細則に出席規定の例外を定めることを禁じ、メイクアップの期限を改正する件
- 22-90 例会欠席のメイクアップの期限を改正する件
- ~~22-91 例会欠席のメイクアップの期限を改正する件~~ **撤回**
- 22-92 出席規定の免除手続の規定を改正する件 **採択A**

追加の立法案

- 22-93 事務総長の資格と報酬制限を定める件
- 22-94 新世代交換委員会について規定する件

2022 年規定審議会議事抄録

文責小船井修一

制定案 22-01 ロータリークラブの目的を改正する件

提案者： 柏原ロータリークラブ（日本第 2680 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 3 条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りロータリーの発展に寄与するとともに、ロータリアンがロータリーの目的すなわち奉仕の理念を学び、実行することを奨励し育むことである。

- ~~(a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと~~
- ~~(b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること~~
- ~~(c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること~~
- ~~(d) ロータリー財団を支援すること~~
- ~~(e) クラブレベルを超えたりーダーを育成すること~~

（本文終わり）

（趣旨及び効果）

て「クラブの目的」の項目をクラブ定款に入れるならば、それはクラブの本質に迫るものでなければならない。そして本質は細々と書かれるものではなく、簡潔に表現されてこそ力を持つと思われる。よって上記の提案をするものである。

（審議に入る）

（反対）6330 地区 クラブが目的を達成することが重要であり、同時に RI の目的を達成できるので反対。

（反対）3180 地区 目的が明確にすることが重要であり、各項目は全て必要であり、クラブのガイドする力となるのでこの制定案には反対

（反対）3262 地区 目的が明確に示されているので、クラブの実践活動面で統一された行動が出来るので混乱はないと考えるので反対。

→71 対 394 否決

制定案 22-02 ロータリークラブの目的を改正する件

提案者： 第 3510 地区（台湾）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 3 条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」ならびに RI 理事会の定義によるロータリーの中核的価値観の達成を目指すこと

（趣旨および効果）

RI 理事会が折々に定義しているロータリーの中核的価値観である親睦、高潔性、多様性、奉仕、リーダーシップは、ロータリアンを特徴づけるものであるとともにロータリアンとなったことへの共通の誇りの源である。これらの価値観を全クラブの目的の一つとして位置付けることにより、クラブにおける文化、互いへの敬意ならびに寛容、活力の指針とできると思われる。これは、クラブにおける会員増強と絆の強化につながり、活動上の指針ともなる。

(審議に入る)

(賛成) 2110 地区 ロータリーの中核的価値観は本当に中心的なものであり、意義がある。

(反対) 3260 地区 細かく説明する必要はない。ロータリーの目的がある事で十分。第四条を修正は理解できるが第三条の変更は必要ない、

(賛成) 1730 地区 DEI はロータリーの存続に重要であり、ロータリーの目的はその部分を反映していないので追加することに賛成である。

(賛成) 6420 地区 36000 以上のクラブのことを考えると、ロータリーの目的に中核的価値観が含まれていないので追加する事に賛成。

(反対) 4560 地区 ロータリーの目的を考えると明らかに推奨をすることであるが、中核的価値観は戦略的なものであり関係はないと思われるので反対する。

→178 対 293 で否決

制定案 22-03 ロータリークラブの目的を改正する件

提案者： 第 2760 地区 (日本)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 3 条クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

(f) ローターアクトクラブにロータリーとその活動等について啓蒙 (啓発) する機会を増やすこと (本文終わり)

(趣旨および効果)

提唱クラブにとどまらず、ロータリークラブ会員が、ローターアクトクラブを理解するとともに、ローターアクトの知識の向上、地位の向上に貢献するべきである。そのために伝える場を持つよう努力する必要があると思われる。

(審議に入る)

(反対) 3012 地区 研修の中でカバーされるべきであり、標準ロータリークラブ定款に加える必要はない。

(賛成) 3350 地区 ロータリークラブとアクトクラブは RI に加盟しているので、それを明確した意味で賛成

(賛成) 7255 地区 アクトクラブが加盟した事で重要度が増しているので加えるべきである。

(反対) 3490 地区 アクトクラブとロータリークラブは並行して活動するのでお互いに干渉するべきでないなので反対

(反対) 7670 地区 アクターは RI 会員であり、介入する必要はない。

→83 対 396 否決

制定案 22-04 衛星クラブの命名規定を改正する件

提案者：第 5060 地区 (カナダと米国)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する

第 2 条名称

本クラブの衛星クラブの名称は、その衛星クラブの会員が選ぶものとする。

(本文終わり)

(趣旨及び効果)

独自の特徴およびスタイルを衛星クラブの名称で表現できれば、会員がロータリーにおける自分たちの活動に対し、より強い誇りを持つ機会となる。

(審議に入る)

(反対) 7270 地区 空欄には衛星クラブの名称を入れ、その下にスポンサークラブの名称を入れるので、必要はない。

(賛成) 7430 地区 柔軟性を導入する意味で承認すべき。地域社会の多様性を実現できる。

(反対) 4975 地区 ポールハリスは活動によって世界を知るとしている。クラブ・地区が活動の主体であるが、ロータリー内部ではクラブは衛星クラブをしっかりと支えていく意味で反対する。

(反対) 3490 地区 スポンサーロータリークラブと同じ名前にするべき。

(修正動議) 衛星クラブの名称をスポンサークラブの名前と維持する

(議長) シンプルな変更ではないので受理しない。(全く違う制定案であるので)

(賛成) 7010 地区 柔軟性を与えることで、自分達が名前を付けることは意義があると思われる。

(反対) 5270 地区 衛星クラブ会員は一つクラブにリンクし、財務面でもリンクしているので今のままの名称にするべき。

(賛成) 7750 地区 スポンサークラブと違った運営をしている。例えばスポンサーが昼例会、衛星クラブが夜例会等で●●ロータリー衛星イブニングクラブにすることが出来る。

(反対) 1080 地区 意図は理解するが、2つのクラブがスポンサーする場合は混乱するので反対

→212 対 271 で否決

制定案 22-05 口頭による退会申出をクラブが受理する手順を規定する件

提案者： Alamo Heights ロータリークラブ（カナダと米国、第 5840 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 13 条 会員身分の存続

第 8 節 — 退会。書面による会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、行うものとする。会員が口頭により退会を申し出た場合は、クラブ役員がその会員に確認の連絡を送るものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。その会員から退会申出を撤回する旨の情報が提出された場合、その申出は理事会の決議に付されないものとする。（本文終わり）

（趣旨及び効果）

本制定案による改正により、代替の方法を採る必要をなくすことで、退会の手順がより容易となる。

（審議に入る）

（反対） 3262 地区 退会が口頭だけでは証拠にならない。証明する書類が必要。

（賛成） 2110 地区 やはり会員が参加することが困難な場合簡単に手続きができる。

（反対） 1650 地区 推薦を受けて入会を受けている面で、理由なく退会をすることに反対をする。

→201 対 281 で否決

制定案 22-06 クラブ委員長が理事会メンバーとなれるようにする件

提案者： 大阪ロータリークラブ（日本、第 2660 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 4 節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督ならびにクラブ委員会委員長もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第 7 節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。各委員会の委員長は理事会のメンバーとすべきである。

（本文終わり）

（趣旨及び効果）

この規定により多くのクラブは多くの常設クラブを持つことでリソースの選択と集中を図れる。一方、常設委員会以外の委員会設置や、理事会構成メンバーを決める裁量権を持つ細則を規定することで、大人数クラブ及び独自の組織文化を持つクラブにも受け入れられる規定にするものである。

（審議に入る）

(反対) 3510 地区 理事会メンバーは制限されている。便宜上よくないと考えられる。問題を解決したいときに委員会の委員長が投票権なしで参加することが出来るのでわざわざ理事会メンバーにすることに反対する。

(賛成) 3225 地区 この制定案によって、責任のあるポジションを持つメンバーが発言できるので賛成。

(反対) 5130 地区 クラブの柔軟性を奪うことになる。リーダーシップの原則にも抵触している。

(賛成) 7670 地区 クラブに多くのメンバーに加わることで活性化に資する制定案と思う。

(反対) 4221 地区 理事会の規模が大きくなるので反対

(賛成) 4652 地区 主要な委員会が理事会に参加できるのは、運営・会員増強・財団等の現状を把握できる。

(反対) パキスタン クラブ定款に入れる必要はない。理由はクラブ細則で可能だから。

→186 対 298 で否決

制定案 22-07 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件

提案者： 茅ヶ崎ロータリークラブ（日本、第 2780 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 7 条 会合

第 3 節 — 理事会の会合。理事会の会合。理事会のすべての会合後 ~~60~~30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。（本文終わり）

（趣旨及び効果）

なるべく早くクラブの決定を会員に伝えるために、30 日以内に変更することを提案する。これによって、例会を欠席した会員にもクラブの情報が早く伝わり、奉仕活動への参加者が増加する効果があると期待される。

（審議に入る）

(賛成) 3281 地区 30 日で十分。

(反対) 5000 地区 クラブの会合議事録を公表する前にレビューするので反対。

(賛成) 3240 地区 理事会は毎月一回開催する意味で、理事会前にメンバーに理解いただく事が出来るので賛成

→329 対 155 で採択

制定案 22-08 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件

提案者： 第 1160 地区（アイルランドと北アイルランド）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 3 節 — 理事会の会合。理事会の会合。理事会のすべての会合後 ~~60~~20 日以内に、6 書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

(審議に入る)

(反対) 先ほど 22-07 が採択されたからである。30 日は妥当

→124 対 356 で否決

制定案 22-09 年次総会において現年度の中間報告と前年度の財務報告を採択することを定める件

提案者：川越ロータリークラブ（日本、第 2570 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 7 条 会合

第 2 節 — 年次総会。

(a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催されるものとする。なお、現年度の中間報告と前年度の財務報告は年次総会において附議され採択されなければならない。（本文終わり）

(趣旨及び効果)

年次総会というクラブ運営上の重要な機会でもあり、「発表 (presented)」ではなく、地区の財務報告と同様に「採択(adopted)」とし、執行部の説明責任と運営上の透明性をより担保していくべきである。

(審議に入る)

(反対) ネパール 前年度財務諸表はクラブのレポートに入って、地区ガバナーに提出されるので、前年度の諸表は採択されなくてはならないので反対する。

(賛成) 3170 地区 やはり、会長の説明責任が明確になるからであり、資金管理の責任があるので、信頼を高めることになる。

(反対) 3262 地区 言葉が繰り返されている。12 月 31 日までの部分は既に含まれている。

→229 対 250 で否決

制定案 22-10 バランスの取れた会員基盤の構築要素に公平さとインクルージョンを加える件

提案者：Annanagar Aadithya ロータリークラブ（インド、第 3232 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 4 条 クラブの会員身分

4.070. 会員の多様性

各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するようなバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとする。いかなるクラブも、RI にいつ加盟したかに関係なく、いかなる方法においても、ジェンダー、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向により入会を制約すること、もしくは RI 定款または細則により明

白に認められていない入会の条件を課すことはできない。本節の規定に反する会員資格のいかなる規定または条件も無効であり、効力をもたない。（本文終わり）

（趣旨及び効果）

この多様性に、公平さとインクルージョンの価値を加えたい。

- 多様性の中に趣と美しさとちからがある。
- 公平さを通じて才能と能力が引き出される。
- インクルージョンによって結束とロータリー体験に対する満足が生まれる。

（審議に入る）

（賛成）理事会理事 DEI 委員会として会員の多様性をもたらすことは重要である。文化、アイデンティティ、背景の人々をインクルージョンするべき。安心してクラブに入会し参加し退会しないためにも DEI は重要なのである。バランスの取れた会員構成をするためにも賛成いただきたい。

（賛成）インクルージョンが重要である。すべての属性の人達を歓迎するべきである。

（修正動議）セレブレート（歓迎する）の言葉の追加を提案したい（取り下げ）

→420 対 56 で採択

制定案（修正案） 22-11 年齢または障害を基とした入会制限を禁止する件

提案者： 第 1980 地区（スイス）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

23 第 4 条 クラブの会員身分

4.070. 会員の多様性

各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するような均衡のとれた会員構成を構築するよう努めるものとする。いかなるクラブも、RI にいつ加盟したかに関係なく、いかなる方法においても、ジェンダー、人種、皮膚の色、信条、年齢、障害、国籍、または性的 指向により入会を制約すること、もしくは RI 定款または細則により明白に認められていない入会の条件を課すことはできない。本節の規定に反する会員資格のいかなる規定または条件も無効であり、効力をもたない。（本文終わり）

（審議に入る）

（反対）3510 地区 22-10 で採択がされているので上程するべきではない。22-16、17 で年齢制限の制定案を控えているので混乱を引き起こす恐れがある。従って、この条項はシンプルにして 22-10 の通りにするべき。

（質問）7490 地区 年齢の部分を変更すると 22-16、17 に影響するのであるだろうか？

（反対）4840 地区 明確化するほど混乱する。細密化することでの弊害は混乱を招く。

（確認）年齢に関してアクトクラブもどう適用されるのか？（議長）その通り

→142 対 340 にて否決

制定案 22-12 二重会員の禁止を廃止する件

提案者： Mariefred ロータリークラブ（スウェーデン、第 2370 地区）他地区から 3 クラブ

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 4 条 クラブの会員身分

~~4.040. 二重会員の禁止~~

~~いかなる会員も、同時に以下に該当しないものとする。~~

~~(a) 当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブに同時に所属する。~~

~~(b) 同一のクラブにおいて名誉会員の資格を保持する。~~

（続く各節は、該当する番号に振り直す）

さらに、標準ロータリークラブ定款も該当部分を削除

（趣旨及び効果）

本案による変更により、ロータリアンが複数のロータリークラブの会員となれるようになれば、活動的な会員にとってロータリー経験における可能性が広がると思われる。

（審議に入る）

（賛成） 3212 地区 会員増強にとって有意義。

（反対） 1110 地区 コストの上で、2 つのクラブに会員身分を持つと「公平」という面で問題があるし、例会出席面でも退会になる恐れもある。

（賛成） 6460 地区 一つの例であるが、新クラブで国際旅行サービスに重点を置いている。会員を入会するのを促進できるので賛成。

（反対） 6 か月ごとに滞在している会員が多く、自分のクラブに 6 か月、滞在先では名誉会員として滞在先のクラブに出席している。

（賛成） 7120 地区 ニューヨーク州の北であり、冬はフロリダに滞在するメンバーが多い。この制定案によって便利になると考える。

（反対） 3262 地区 会員増強に関係はないと考える。同じ人が二重会員になる意味はない。

→135 対 342 にて否決

制定案 22-13 会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件

提案者： East Sacramento ロータリークラブ（米国、第 5180 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 5 条 会員

第 2 節 — クラブの構成。

(a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。上記に加え、~~以上のいずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理~~

~~事会が承認し、さらに同課員がクラブ身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。~~

標準ロータリークラブ定款も該当される部分の削除を提案している。

(趣旨および効果)

会員は事業場もしくは住居の所在をもって、所属クラブのある地域での存在を示すことが要件とされている。しかし、この要件はいくつかの既存ロータリークラブの構造と矛盾しており、会員を増加するどころか、制限するものとなっている。

クラブと入会希望者が価値観と関心事を共有しているのであれば、ロータリークラブが地理的制限を超えて会員を増強することができるようにすべきだ。

(審議に入る)

(賛成) 7450 地区 パンデミック以来、バーチャルでの活用が活発になっている。所在地域に関係なくすることに賛成。

(賛成) ペルー 変革する世界に生きている中で、バーチャルの時代に対応するための制定案として賛成

(反対) 3262 地区 成長にはシステムをしっかりとする事が必要であり、地区運営の基本を維持する制定案ではない。またこの制定案は会員基盤を拡大するものではない。混乱を引き起こすだけ。

→402 対 75 で採択

制定案 22-14 正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件

提案者： Itajaí-Porta do Vale ロータリークラブ (ブラジル、第 4652 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 4 条 クラブの会員身分

4.100. 新会員のスポンサー

会員は、どのクラブに対してでも新会員を推薦することができる。

(続く各節は、該当する番号に振り直す) (本文終わり)

(趣旨及び効果)

ロータリアンが築いてきた友情と職業上の広大なネットワークを、ロータリー全体が活用できるようにすべきである。本案は、正会員が、自身の所属クラブに対してだけでなく、ほかのどのクラブに対してでも新会員を推薦できるようにするものである。

(審議に入る)

(賛成) 1070 地区 賛成、ロータリアンは様々なネットワークを持っている。そのネットワークを最大限生かすことで会員基盤の拡大を実現することが出来る。

(反対) 7120 地区 長年の経験で、紹介者が該当するロータリークラブを知らないで紹介するとリスクがあると考える。

(賛成) 3210 地区 ネットワークを通して会員を増やすことに賛成。ロータリアン同士は

フレンドリーが基本なのでリスクはないと思う。

(反対) 1920 地区 クラブにプレッシャーがかかるから

(賛成) 3250 地区 ロータリアンが推薦することは「特典」であり会員基盤を拡大する意味で賛成する。

(反対) 推薦しても、そのロータリークラブが審査して断る恐れがある。その場合被推薦者と推薦者との感情的な問題を引き起こす恐れがある。

→329 対 151 で採択

22-15 衛星クラブの会員に関する規定を改正する件

提案者： 第 5060 地区 (カナダと米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 1 条 定義

10. 衛星クラブ: 潜在的クラブ。その会員は、~~スポンサー~~いずれかのクラブの会員でもある。

(中略)

(趣旨及び効果)

衛星クラブの会員をそのスポンサークラブの会員のみに限ることは、潜在的な会員増加の可能性を制限することとなる。所属クラブを一つに限る要件を撤廃すれば、地域のすべてのロータリアンが、衛星クラブのような新しいタイプのクラブで活動したいと望む新会員を後押しすることができる。

(審議に入る)

→308 対 160 で採択

制定案 22-16 ローターアクターの年齢制限を設ける件

提案者： 第 3490 地区 (台湾)

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 5 条 会員第 3 節 — ローターアクトクラブの構成。ローターアクトクラブは、~~理事会により定められた通りに~~18~40 歳のローターアクターにより構成されるものとする。

さらに、国際ロータリー細則も該当部分を改正

(趣旨及び効果)

年齢の上限がないことかが理由で、入会候補者か、ロータリークラブではなくローターアクトクラブを選ぶ可能性がある。会員の年齢に 40 歳の上限を設けることで、成熟度、資力、時間配分の異なる二つの属 2 性グループがよりよく区別されるであろう。

(審議に入る)

(反対) 2440 地区 強く反対する。アクトクラブはロータリーのメンバーになったが年齢ではなく若い成人のクラブとして認めた。年齢条件に関して規定することは困難であり、この制定案は文化的なものであり、このままの条文で維持するべきである。

(賛成) 3232 地区 重要な制定案であり、アクターの条件は必要であるし 40 歳も妥当と考える。その理由はロータリークラブの会員基盤拡大を阻害させる。

(修正動議) 4590 地区 35 歳に変更に (議長) 却下

(反対) 4851 地区 アクトクラブの原則に反している。

→182 対 292 にて否決

制定案 22-17 ローターアクターの年齢制限を設ける件

提案者：Kanpur West ロータリークラブ (第 3110 地区、インド)

際ロータリー細則を次のように改正する。

第 4 条 クラブの会員身分

4.060. ローターアクトクラブの会員ローターアクトクラブは、理事会により定められた通り、30 歳以下の若い成人により構成されるものとする。 (本文終わり)

(審議に入る)

(賛成) 4540 地区 現状のアクターは 18 歳から上限なしであるが、ハラスメント面でもリスクがある。また将来のロータリークラブの維持においても課題を残している。

(修正動議) 35 歳に修正 (議長) 採用しない

(反対) 2019 年でも審議している。アクターは成人であり彼らに任せるべきとの結論であった。

→212 対 268 にて否決

制定案 22-18 ローターアクターが RI 委員会の委員となれることを明文化する件

提案者：RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 17 条 委員会 17.080. 委員会の委員

本節に別段の規定がある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員会および小委員会の委員を任命するものとする。委員会は、委員にローターアクターを含めてもよい。会長は、各委員会と小委員会の委員長を指名し、すべての RI 委員会の職権上の委員を務めるものとする。 (本文終わり)

(趣旨及び効果)

2019 年に別の会員種類としてローターアクトの立場が向上されたことを受け、本制定案は、ローターアクターがいかなる RI 委員会にも応募し、委員を務めることができるようになるものである。

(審議に入る)

(賛成) 3200 地区 これによってアクターがロータリーに関わることが出来るようになる。そしてロータリーの活性化をもたらすと期待できる。

(賛成) 3240 地区 アクターを経験している。ローターアクトクラブが加盟することで公

平であるべきであり、この制定案に賛同する。

→393 対 79 で採択

制定案 22-19 会長候補者の指名に関する規定を改正する件

提案者： 第 3490 地区（台湾）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 10 条 会長の指名と選挙

10.050.1. 最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から、居住国にかかわらず、最適任のロータリアンを指名するものとする。ただし、委員会は、会長、会長エレクト、もしくは前 4 年度のいずれかの年度に全任期を務めた元会長と同じ居住国からの候補者を 2 年連続で指名しないものとする。（本文終わり）

（趣旨及び効果）

RI 会長選挙の現行の方法では、2 年ごとに同じ国の会員が選出される可能性がある。RI 会長の選出後 5 年間、同一国出身の候補者の指名を禁ずる規定を取り入れることにより、世界中のロータリアンの参加機会が増えるであろう。

（審議に入る）

（反対）3212 地区 インクルージョンではなく排除になる。

（反対）7690 地区 2019 年 COL で 2 名連続の指名しないことになった。指名委員会は適任を選出する柔軟性を保持しなければならない。この制定案では逆に制限を加えることになる。

137 対 342 で否決

修正案 22-20 会長選挙と理事選挙の一連の締切日を変更する件

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 10 条 会長の指名と選挙 10.030.3.1. 投票の手續

投票用紙は、6 月 ~~30 日~~15 日までに RI 世界本部の事務総長のもとに必着するよう返送されるものとする。

10.030.4. 投票委員会の会合

この会合は、7 月 ~~10 日~~6 月 25 日までに開かれる。

10.040. 委員会の手續

会長を務める意思を事務総長に通知する期限は、6 月 ~~30 日~~15 日とする。6 月 ~~30 日~~15 日までに事務総長に返答しないロータリアンは、指名委員会によって考慮されない。（以下長文の為省略）

修正の内容

11.030.8 同数の場合

5月1日3月18日に変更

(趣旨及び効果)

RI 理事ならびに会長の選挙に関連する一連の締切日は、投票用紙を事務局から、ならびに事務局まで郵送する以外に方法がなかった時代に定められたものである。現在、投票はすべて電子的手段により行われているため、必要に応じこれらの選挙を行う場合、所要日数をもっと短縮でき、より早く結果が判明する。

RI 理事ならびに会長の選挙に関連する一連の締切日は、投票用紙を事務局から、ならびに事務局まで郵送する以外に方法がなかった時代に定められたものである。現在、投票はすべて電子的手段により行われているため、必要に応じこれらの選挙を行う場合、所要日数をもっと短縮でき、より早く結果が判明する。

(審議に入る)

(反対) 3590 地区 早くできるから早くするという理由は認められない。審議する時間を与える事が大事。

(修正動議) セCONDがあったため修正案の審議に入る

発言者がなく修正案の投票

→修正案の投票 213 対 259 で修正案は否決され、

本動議の審議に戻る

(賛成) 郵便投票の時代から電子投票の時代になっての対応になる。

→413 対 71 にて採択

制定案 22-21 理事および理事指名委員会委員の資格条件を改正する件

提案者： RI 理事会 1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 5 条 理事会 5.080.2. 資格要件 (抜粋)

~~候補者は、候補者は、推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席しているものとする。~~

第 11 条 理事の指名と選挙

11.020. 指名委員会手続による理事ノミニート補欠の選挙

(削除された部分のみ掲載)

~~委員は、委員を務める前の 3 年間に、(a) 少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの 2 回のロータリー研究会と、(b) 1 回の国際大会に出席しているものとする。ただし地区は、地区大会に出席し投票した選挙人の過半数によって採択された決議により、(a) または (b) の要件の一部または全部を免除することができる (この決議が次回の指名委員会のみにも適用される場合)。(本文終わり)~~

(趣旨および効果)

ロータリー世界のいくつかの地域、特に過去 3 年間に国際大会が近隣で開催されていない

地域では、この資格条件を満たすロータリアンは少ない。従って、この資格条件は、(意図的にではないにせよ) これ以外の資格条件を十分満たしている会員がこれらの役割を務める機会を妨げている。同条件を撤廃すれば、より多くのロータリアンがこの二つの役職を務めることができるようになるであろう。

(審議に入る)

(反対) シンプルにすることは問題である。

(賛成) 3090 地区 趣旨・効果は非常に明確であり多くのロータリアンが候補者になることが出来る。

(反対) 3490 地区 候補者があまり情熱を持っていないでロータリーの重要なイベントに参加する意欲のない人、そして参加して学ぶことをしない人を選出することになる。

(反対) 9200 地区 理事の立場は知識を培っていかなければならない立場だから。

(賛成) 1090 地区 ロータリーを若い人たちに門戸を開く事が必要。

(反対) 4380 地区 要件を削除するのに反対、必要な知識を得ることなしに就任することで混乱を引き起こす。

→280 対 208 にて採択

制定案 22-22 理事指名委員会委員の資格条件を改正する件撤回

~~提案者： Delhi Lutyens ロータリークラブ (インド、第 3011 地区)~~

~~11.020. 指名委員会手続による理事ノミネーと補欠の選挙~~

~~委員は、委員を務める前の 3 年間に指名された時点において、~~

制定案 22-23 理事の資格条件を改正する件

提案者： Enebakk ロータリークラブ (ノルウェー、第 2260 地区) 第 2275 地区 (ノルウェー) 第 2290 地区 (ノルウェー) 第 2305 地区 (ノルウェーとスエーデン)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

5.080.2. 資格要件

候補者は、理事として推薦される以前にガバナーとして全任期を務めた者でなければならない (理事会がこれより短い在職でも十分であると認めた場合を除く)。また、候補者がガバナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならない。

(趣旨及び効果)

ガバナー任期後 3 年が経過していないと理事候補となれない規定を削除すれば、資格条件を満たしているロータリアンが増え、若い会員が RI でリーダーとなれ、積極的に活動し、適性のある会員がロータリーのシニアリーダーの役割を努めたいと思うようになるであろう。

(審議に入る)

(反対) 3141 地区 多くの経験を経てからでなければ理事の重責を負えないので反対

(反対) 3054 地区 現状で十分

(賛成) 5400 地区 柔軟性とリーダーシップを充実させるうえで、指名委員会が最適者を決定する中で3年で縛ることは不合理。指名委員会の「良識」に任せるべきである。

(反対) 7255 地区 強く反対。重要なポジションをまとめて「緩和」するべきではなく、様々な経験を経て就任するべきである。

→210 対 275 にて否決

制定案 22-24 理事選挙におけるクラブ投票手続きの一連の締切日を改正する件 **撤回**

提案者： Vijayawada Midtown ロータリークラブ (インド、第 3020 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 11 条 理事の指名と選挙

11.030.3. 投票用紙の受理締め切り日を3月1日から1月15日に

11.030.5 投票委員会の会合を3月5日から1月19日までに

11.030.7 理事ノミニーの発表を3月10日から1月24日までに

11.030.8 (省略)

趣旨及び効果

現行の RI 規定にある 60 日の期間は過剰であり、理事選挙という重要な運営プロセスに不必要な遅れを生じさせている。15 日間あれば、クラブにおける相談と実際の投票を行うのに十分である。RI はすでに、ガバナー選挙に関連するインターネット投票を 15 日間で行っており、問題は起こっていない。

制定案 22-25 ガバナーノミニーの資格条件を改正する件 **(撤回)**

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 16 条 ガバナー

16.010. ガバナーノミニーの資格条件

理事会によって許可されない限り、ガバナーノミニーに選ばれる人物は、選出の時点で、

(a) 地区内の機能しているクラブの瑕疵なき会員であるものとする。

(b) 少なくとも 5 年以上ロータリアンであること、またはそれと同等のリーダーとしての経験を積んでいるものとする。

制定案 22-26 ガバナーの資格条件を改正する件

提案者： Enebakk ロータリークラブ (ノルウェー、第 2260 地区) 第 2275 地区 (ノルウェー) 第 2290 地区 (ノルウェー) 第 2305 地区 (ノルウェーとスウェーデン)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 16 条 ガバナー 16.020. ガバナーの資格条件

理事会によって許可されない限り、ガバナーは、就任時に、国際協議会に全期間を通して出席しており、少なくとも7年以上ロータリアンであり、第 16.010.節の資格条件を引き続き保持していなければならない。（本文終わり）

（趣旨および効果）

ロータリーの未来を確固たるものにし、熱意があり、より若くかつ多様な会員を引き付けるためには、熱意があり、より若く多様なリーダーが地区およびゾーンにおいて必要。

（審議に入る）

（反対） 3271 地区 前の制定案が否決されている。そんなに急いでどうするのか？

地区リーダーになるためのスキルを充実させる時間が必要になる。

（賛成） 7430 地区 2019 年 CO 1 から 3 年を経て、大きく変化してきている。GMの社長が入会した場合、7 年を待ってもらうのか？ ロータリアン以外で経歴と経験をもった人を活用すべき。

（反対） ロータリーを知らない「偉い人」を選ぶのではなくロータリーに「情熱」をもっている人を選出するべき。

（賛成） 5150 地区 柔軟性を指名委員会に与えるという意味をもっている制定案である。ロータリー以外で十分な業績をもっている優秀な人たちを指名する障害を取り除くべき。

→161 対 324 にて否決

制定案 22-27 RI 理事会にロータリアンの元役員身分を剥奪することを許可する件

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 6 条 役員

6.050. 元役員身分の剥奪

理事会は、あるロータリアンが実際に役員を務めたことがある場合でも、正当な理由があれば、その人の元役員身分を剥奪してよい。理事会により、今後、元役員とみなされいと判断されたロータリアンは、本細則が言及している RI 役職の中で元役員であることが資格条件となっているものにつき、それを務める資格はないものとする。理事会がそのような決議を下す前に、そのロータリアンには、その決議が下されるべきでない理由を述べる機会が与えられるものとする。個人の元役員身分を剥奪するには、理事会全体の 3 分の 2 の賛成票が必要とされる。（続く条項は、該当する番号に振り直す）（本文終わり）

（趣旨および効果）

元役員が、もはや国際ロータリーの元役員として認められないと理事会が判断しても、その人物が、元役員であることが資格条件となっている RI の役職に就こうとした場合、現在のところ、それを防ぐことはできない。本立法案は、この不整合を解消し、いかなるロータリ

アンでも、元役員としての身分を剥奪された場合は、目的が何であれ元役員とみなされないようにするものである。

(審議に入る)

(反対) 2290 地区 適切な行動をとる意味で慎重に扱わなければならない。ロータリアンが法的な問題は裁判所で受ける。しかし、これらの問題以外で制裁を決定するべきではない。

(賛成) 7080 地区 慎重に対応することを前提にして賛成である。

(賛成) 行動規範、4つのテストに違反する事はこのような措置は必要と思う

(修正動議) 理事会付託を動議する。(議長) 単純多数決で審議できる

修正動議の討議に入る。

(反対) 7080 地区 今回の決定を早くするべきなのでこの規定審議会で決定するべき同種の反対意見が3件

修正動議の採択

→257 対 210 で修正動議が採択され、理事会付託となった。

翌日の4月12日本会議において

制定案 22-27 の再審議の動議

7690 地区から 22-27 の再審議を動議する。

理事会付託の採択結果を戻して再び審議する提案である。

(再審議の討議)

(反対) 7490 地区 理事会付託をしたので反対する。身分のはく奪についてどのように判断するか等の質問が多かった。歴史を見ると女性会員の入会で提訴されたことを否定する人はいない。

(賛成) 6420 地区 代表議員の責務は全ての制定案を審議し投票することである。自分の意見を述べることは重要である。

(反対) 3490 地区 再審議をすることは道理にかなっていない。

再審議動議

再検討に関する投票→265 対 197 で再審議となった。

理事会付託から再審議

制定案 22-27 RI 理事会にロータリアンの元役員身分を剥奪することを許可する件

提案者： RI 理事会

(議長) 理事会は再審議動議者と反対提案者と会合し、制定案の10行目に「広聴の機会を与える」を追加するとした。

従って、この場では**修正案を討議**する。

(反対) 1610 地区 裁判官を経験している。制裁は明確にしなければならない。どのよう

な犯罪があったのが前提になり、あいまいにすることは問題である。資格はく奪の条件が不明確になることは決定する側が恣意的な判断をすることになる。

(議長) そのために「広聴の機会を与える」を追加している。

(賛成) 7680 地区 修正案に賛成。将来の混乱を避けるために理事会に権限を与える事は重要。公聴会での弁明、理事の 3 分の 2 の投票等は妥当と思われる。

(反対) 2290 地区 理事会は強力な権限を持つことになる。第三者が調査し意見を述べる機会を作らなければならない。従って反対する。

修正動議があったが不採用

(賛成) 5280 地区 懸念したのは手続問題である。裁判長を経験しているので文言が不明瞭であったからである。しかし、広聴という文言を追加したことで賛成としたい。

(賛成) RI 理事会 自分達の裁量で行動をとる事が重要。賛同いただきたい。

(質問) 2580 地区 仲裁・調停担当部門が存在するのか? (議長) 第 4 条で条項が存在する。

(質問) 5710 地区 申し立て手続きが明確化? (議長) 公聴会で意見を聞く事になる。

→修正案に対する投票 295 対 164 にて採択

理事会への声明への投票

→カード方式にて評決 採択された。

制定案 22-28 ゾーン内セクションの変更過程を改正する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する。

11.010. ゾーン制の理事の指名 11.010.4. ゾーン内の再編成

ゾーン構成の改正は、理事会が行うことができる。

11.010.5. ゾーン内のセクション

ゾーン内で理事を指名するために、理事会は、ゾーン内にセクションを新設、変更、廃止することができる。ロータリアン数がほぼ同数となるようにし、理事会の定める日程に基づいて RI 理事を指名するものとする。RIBI のクラブを含むゾーンを除き、ゾーン内クラブの過半数の反対を押して、このようなセクションが新設、変更、廃止されることはないものとする。(本文終わり)

(趣旨および効果)

理事会は、ゾーンの境界を変更できる一方で、ゾーン内セクションの新設、変更については第 11.010.5 項の末尾の一文によりその権限が制限されており、これは第 11.010.4 23 と整合していない。本立法案は、ゾーンを変更する権限にゾーン内セクションを変更する権限も含まれていることを明文化しようとするものである。

(審議に入る)

(反対) 3510 地区 ロータリーは民主的でなければならない。この制定案は地区からの理解を得るプロセスが必要になる。民主的ではない。

→380 対 92 にて採択

制定案 22-29 ~~ゾーンの境界線を見直し、変更する手続きを改正する件 (撤回)~~

提案者： 第 5440 地区 (米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

11.010.3. ~~ゾーンの境界の定期的見直し~~

~~理事会は、言語、文化、ならびに組み合わせゾーンの間の地理的境界の連続性を可能な限り維持しつつ、少なくとも 8 年に 1 度、ゾーン内のロータリアン数をほぼ等しくするために、ゾーンの構成を見直すことを目的とした委員会を任命するものとする。理事会はまた、必要に応じて同じ目的のために臨時の見直しを行うことができる。~~

制定案 22-30 RI のガバナンス構造を定期的に見直す件

提案者： Dronninglund ロータリークラブ (デンマークとフェロー諸島、第 1440 地区)
他 7 地区から提案

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 5 条 理事会 5.010. 理事会の任務 5.010.4. ガバナンス構造の見直し

理事会は、最長でも 12 年に一度、(一社もしくは複数の) 外部のコンサルティング会社を雇い、RI の組織ガバナンス構造に対する包括的な見直しを実施し、その結果ならびに推奨事項を次回の規定審議会に報告するものとする。

(趣旨および効果)

見直す余地がある事柄の例としては、以下が挙げられる。

- a) RI 理事ならびにロータリー財団管理委員の任期
- b) RI 会長ならびに事務総長の執行上および事務的役割
- c) RI 会長を有給の職務とすべきか否か
- d) RI 理事またはロータリー財団管理委員の資格条件

(審議に入る)

(反対) 7690 地区 国際ロータリーが外部コンサルによって組織構造を変えることになる。経費面でも人頭分担金も増加する。内部でのロータリアンを活用すべき。

(賛成) 2290 地区 包括的な見直しを 17 年間していない。昨日の財務計画、人頭分担金の増額でコスト面での改善をするのなら賛成。

(反対) 3440 地区 自分の家族を隣の家族に「どうすればよいのか」と聞くに等しい。外部からの口出しを受けたくない。

(賛成) 1910 地区 柔軟性・リーダーシップを前提に、自分の鏡を見る場合は「外部コンサル」が必要と考える。

(反対) 理事会理事 ガバナンス構造に関して外部コンサルは必要ないと判断している。

→152 対 321 にて否決

制定案 22-31 RI のガバナンス構造を定期的に見直す件 撤回

提案者： ~~Riddarfjärden~~ ロータリークラブ (スウェーデン、第 2370 地区)

~~国際ロータリー細則を次のように改正する。~~

~~第 5 条 理事会 5.010. 理事会の任務 5.010.4. ガバナンス構造の見直し~~

~~理事会は、最長でも 9 年に一度、(一社もしくは複数の) 外部のコンサルティング会社を雇
い、RI の組織のガバナンス構造に対する包括的な見直しを実施し、その結果ならびに推奨
事項を次回の規定審議会に報告するものとする。~~

制定案 22-32 RIBI 役員 の定義規定を改正する件

提案者： RIBI 審議会 (英国)

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 7 条 役員 第 1 節 名称。

RI の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、ならびに、グレートブリテンおよびアイルランド内 RI の 会長、直前会長、副会長、議長、議長エレクト、名誉会計とする。

(趣旨および効果)

本制定案は、単に RIBI 審議会を率いるロータリアンの肩書を「会長 (president)」から「議長 (chair)」に変更するとともに、RIBI を代表する RI 役員を更新するものである。

(審議に入る)

423 対 43 にて採択

制定案 22-33 ロータリー財団管理委員会の構成を改正する件

提案者： 第 1980 地区 (スイス)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 22 条 ロータリー財団 22.020. 管理委員

会長エレクトが推薦し、理事会が選出した 15 名の管理委員がいるものとする。各管理委員は就任前の年度に選出される。4 名少なくとも 2 名の管理委員は、元 RI 会長とする。管理委員の構成には、RI における全世界での任命が反映されるべきである。

(趣旨及び効果)

財団管理委員会の構成は、ロータリー会員の地理的分布を常に反映していなかった。

また 4 名の管理委員が RI の元会長でなければならないため、選択の自由は大きく制限されている。

(審議に入る)

(反対) 7010 地区 意図が悪いとは思わないが、目標を達成するものではない。少なくともという意味で上限を設定していないので制定案の意図を達成できないと思う。

(反対) 7010 地区 細則では4年任期であるが、4名が元会長としている。経験が豊富なメンバーを2名にする事は関与が減少する。パストガバナーでも管理委員会になる事を維持いただきたい。(手続動議) 5540 地区 次回規定審議会まで延期を動議したい。管理委員会は順当に構成されている。基本的な意図には反対しないがもっと時間をかけるべき。

セコンドされたので動議の審議に入る

(反対) どうせ次回以降の規定審議会でも検討するので延期する必要はない。今審議するべき。

(賛成) 延期に賛成。もっと綿密に検討するべき。

(賛成) 9370 地区 延期に賛成

(反対) 3262 地区 延期には反対する。バランスをとった管理委員会にするという意味であり、大きく制定案を変更すると混乱を引き起こす。

動議の採択→276 対 203 にて採択

無期限に延期されることが採択された。(本規定審議会では審議されない)

無期延期

制定案 22-34 機関雑誌において全会員に電子版を、希望者に印刷版も提供することを規定する件

提案者： Del Lago ロータリークラブ (チリ、第 4355 地区) Santos ロータリークラブ (ブラジル、第 4420 地区) 第 4590 地区 (ブラジル) 第 4621 地区 (ブラジル)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 21 条 機関雑誌 21.020. 購読料 21.020.1. 購読義務

各会員は、各会員は、~~印刷版か電子版(利用できる場合)のどちらか~~電子版を受領し、さらに印刷版も受領することを選択できる。理事会は、会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認のロータリー雑誌で用いられている言語を読めない場合は、そのクラブに対する本節の規定の適用を免除できる。

(趣旨および効果)

本案は、印刷版の雑誌を完全に撤廃することを意図したものではない。多くのロータリアンは今も印刷版の方が良いと感じており、インターネットが利用できない地域では、印刷版を代替形式とすることができる。本制定案の意図は、世界の伝統的な新聞や雑誌が現在行なっているように、電子版、印刷版のいずれかを選択肢をロータリアンに提供することである。

(審議に入る)

(賛成) 4905 地区 アルゼンチンであるが、印刷版電子版両方を提供し、2年前から電子版のみにしている。費用がすくなくなる事と、簡単に配信できるメリットがある。出版され

た瞬間にロータリアンに届く。

(反対) 7305 地区 電子版だけにするとパブリックイメージを向上することに棄損する。公衆の目に届ける意味で印刷は欠かせない。

(反対) 5030 地区 電子版のオプションが既にあるので、選択の幅を妨げる。すべてのロータリアンがメールアドレスを持っているわけではない。

(採択に入る)

206 対 287 にて否決

制定案 22-35 雑誌購読を任意とする件

提案者：Huesca ロータリークラブ(スペイン、第 2202 区)大阪ロータリークラブ(日本、第 2660 地区) そのほかブラジルを中心に 13 地区から提案

国際ロータリー細則を次のように改正する。

21.020.1. 義務任意購読

各会員は、会員籍にある限り、機関雑誌、または理事会により当該クラブに対して承認されたロータリー雑誌の有料購読者となることを選択できるものとする

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 15 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 — 義務任意購読。本クラブが RI 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。各会員は、機関雑誌の一つの購読者となることを選択することができる。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。

(趣旨及び効果)

現在、人々は、デジタル媒体を利用して世界中でアイデアを交換し情報を発信しており、それはロータリーにおいても同様である。これらの媒体は、ロータリアンが即時かつより低コストで情報を受信できるため、コストと時間の節約ができると考えられている。紙の消費から生じる環境への悪影響の軽減に貢献できると思われる。

(審議に入る)

(反対) 3262 地区 任意にするだけでなく、様々な未来に影響を与える。購読しないという事は読者が減少することを意味している。33 の地域雑誌に多大な影響を与える。雑誌には様々な有用な情報が入っている。

(賛成) 4730 地区 デジタルの時代になっている。任意に賛成。

(質問) 7430 地区 財務上の影響は明確になっているのか？

(事務総長) 雑誌は重要な存在であり、購読料で維持されている。任意になるとネットワークが棄損する恐れがあり、小規模雑誌の場合は廃刊に追い込まれる恐れがある。現状のシステムは効率的であり現状を維持すべき。

(反対) 5300 地区 すべてのロータリアンに提供する情報源であり、ロータリーのすべて

の情報を提供している。印刷版オンライン版をしっかりと読むことが必要。

→119 対 369 で否決

制定案 22-36 新クラブ加盟の最低会員数を下げる件 (撤回)

提案者： 第 5950 地区 (米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 2 条 国際ロータリーの加盟申請 2.010. RI への加盟申請 2.010.1. 新クラブ
新クラブは少なくとも 2015 名の創立会員を有するものとする。

—(本文終わり)—

制定案 22-37 加盟金に関する規定を RI 細則から削除する件

提案者： Itajaf-Porta do Vale ロータリークラブ (ブラジル、第 4652 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 2 条 国際ロータリーの加盟申請 2.010. RI への加盟申請

RI に加盟するには、クラブまたはローターアクトクラブが理事会に対して加盟申請をする。
加盟申請書には、~~理事会が定める加盟金を添付するものとする。~~加盟は、理事会が承認した
時点で有効となる。(本文終わり)

(趣旨及び効果)

この課金の支払い責任は、入会金というかたちで、スポンサークラブのみならず加盟クラブ
の会員が背負うこととなるため、新クラブの結成を妨げている。新クラブの RI 加盟におい
ては、通常、全体的な経済負担は、地区ならびにスポンサークラブが背負う分が重いことも
指摘されるべきである。

(審議に入る)

(反対) 3181 地区 加盟金の廃止提案であるが「無料であることは価値はない」の立場で
反対する。

(賛成) 4450 地区 ロータリーの拡大に資する提案

(反対) RI 理事 人頭分担金が 3 億 (円? ドル?) 減少することになる。加盟金が加盟を
妨げている事はない。

(賛成) 4540 地区 加盟金は会員の数の増減のバリアーになるかよりも地区の賦課金に影
響を与える。入会費用が増加している状況で見直しをする時期が来ている。

(反対) 9730 地区 確認ですが、これから人頭分担金増額を審議する意味で財政負担が増
大する意味を考えていただきたい。

→144 対 344 で否決

制定案 22-38 地区に対して訴訟を起こしたクラブもしくはローターアクトクラブを加盟 停止または終結する権限を理事会に与える件

提案者：第 4590 地区（ブラジル）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.020. 理事会によるクラブまたはローターアクトクラブの懲戒、加盟停止、または終結

3.020.1. 加盟停止または終結

理事会は、以下のクラブまたはローターアクトクラブの加盟を停止または終結することができる。

(c) 組織規定文書に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、RI、または TRF、または地区（理事、管理委員、役員、代理人、職員を含む）を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした。または、そのような訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした会員またはローターアクターを有している。

（趣旨および効果）

本提案の目的は、法人としての地区に対する訴訟の使用を妨げることにある。訴訟を起こす以前に仲裁および調停を用いる義務を再確認しようとするものである。不要な訴訟を防ぐことで、法的費用を節約し、人間関係における問題を軽減し、四つのテストを果たし、さらに何よりもロータリーの公共イメージを守ることができる。

（審議に入る）

（賛成）地区に対して訴訟が提起された場合、ガバナーが責任を持つことになる。しかしガバナーは一年任期であり次のガバナーが責任を持つ場合がある。その意味で賛成である。

（動議）この制定案を理事会に付託したい。

セコンドがあり、動議説明

理事会が綿密に検討する必要がある制定案と思う。この問題は複雑であり、単に訴訟といっても多くの種類がある。（議長）この動議は認められない。

本動議の採択→352 対 130 で採択

制定案 22-39 RI 委員会に関する規定を改正する件

提案者：RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 17 条 委員会 17.010. 常任ならびにその他の委員会

理事会は、以下の常任委員会を設置するものとする。

a) 監査

b) 定款細則 c) 地区編成 d) 選挙審査 e) 財務 f) 会員増強

g) 運営審査 h) 戦略計画

以下 17-080（2019 年版）まで殆どを削除

（趣旨及び効果）

委員会を細則において義務付けることは硬直化を招く。ほとんどの非営利団体では、常任委

員会の設置が理事会に与えられた統括管理上の権限となっている。また、いくつかの委員会の職務権限が往々にして漠然としており、委員会の目標が不明瞭である。本提案は、理事会が年度ごとに一定の主要な委員会を設置することを義務付ける一方、そのほかの委員会は必要に応じて設置できるようにするものである。

(審議に入る)

(反対) 5170 地区 理事会の組織を簡素化するのは良いと思うが、しかし基本的な概念が薄れることに懸念する。委員会構成を理事会が決定することは果たして賢明ではない。中央集権を加速させる。草の根のアプローチが必要と思う。常設委員会をコントロールすることになるので反対。

(賛成) 5020 地区 理事会が調節可能な形にすることに賛成。ウクライナのような事態が起きた時に迅速な対応ができる。

(賛成) 7210 地区 柔軟性を維持する意味で賛成する。現状の細則は詳細すぎて変化に柔軟に対応できていない。

(質問) 9370 地区 22-40 に矛盾する事になるのか？→ (議長) 影響を与えない。インドから修正動議があったが却下された。

(賛成) 6780 地区 良いガバナンスにつながる。運営審査委員会が時間をかけ調査した案件であり、理事会が柔軟性を持った運営をすることが出来る。

→376 対 104 にて採択

制定案 22-40 青少年交換委員会について規定する件

提案者： Vilnius Lituanica International ロータリークラブ (リトアニア、第 1462 地区) 他 20 地区から提案された。

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 17 条 委員会 17.010. 常任委員会

(該当部分)

(h) 青少年交換：6 名の委員とし、毎年 2 名ずつ任期 3 年で会長により任命される。

(趣旨及び効果)

ロータリー青少年交換委員会は、2005 年にアドホック委員会として理事会により設置された。理事会は最近、この委員会を撤廃する票決を下した。本提案は、この委員会を RI 細則における常任委員会として復活させようとするものである。

(審議に入る)

(反対) RI 理事 重要なプログラムであることは十分認識している。プログラム委員会を通じて青少年プログラムのより総合的なアプローチを目指して協力のための新たな経路を作るための活動をしている。青少年リーダーから代表議員の皆様から要請があったと思います。青少年交換は素晴らしいプログラムではあるが、しかし、常設委員会が答えではなく、 unnecessary コストを増大することになる。

(賛成) 7020 地区 1993 年から関わっている。多地区での交換を経験した。このプログラムを継続することは重要であり常設委員会は必須と考える。

(反対) 会長エレクト 青少年交換は「宝石」のようなものであると認識している。青少年の保護が重要課題であり青少年交換のアドバイザーカウンスル(諮問委員会)を設置することで、常設委員会は必要ないと認識している。

(質問) 3262 地区 22-39 が採択されたことですすでに可決されているのでこの制定案の検討が必要なのか？(議長) 審議し投票することが出来る。

→222 対 259 で否決

制定案 22-41 インターアクト委員会について規定する件

提案者： Los Gatos Morning ロータリークラブ (米国、第 5170 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

17.010. 常任委員会

常任委員会 (該当部分)

(h) インターアクト：6 名の委員とし、毎年 2 名ずつ任期 3 年で任命される。

(趣旨及び効果)

常設のインターアクト委員会を設置することで、青少年に対するロータリーのコミットメントがさらに明らかとなると思われる。

(審議に入る)

(反対) 6690 地区 常設委員会に対する認識に混乱があると思う。ガバナンスに関する常設委員会は必要ではあるが、現状柔軟性を維持していない。

(賛成) インターアクトクラブに注目するべき、会員基盤を拡大する意味でも重要。

(反対) RI 理事 インターアクト諮問委員会で検討する場を確保している。

(動議) 無期限延期の提案 (セコンドあり)

→修正動議の採択 131 対 348 にて修正動議は否決

(本動議審議に戻る)

→112 対 371 にて否決

制定案 22-94 新世代交換委員会について規定する件

提案者： 第 1850 地区 (ドイツ) 他 7 地区・クラブから提出

国際ロータリー細則を次のように改正する。

17.010.常任委員会

理事会は、以下の常任委員会を設置するものとする。

g) 新世代交換：6 名の委員とし、毎年 2 名ずつ任期 3 年で会長により任命される。

(審議に入る)

(反対) 3054 地区 22-39 が採択されている。

(賛成) 2090 地区 委員会を通して若い人たちを育てることが出来る。

(質問) 9370 地区 会長エレクトに聞きたい、諮問委員会が全て担当するのか？

(会長エレクト) その通りである。

→132 対 345 にて否決

制定案 22-42 RI 理事会による直接対面式の会合の数を制限する件(撤回)

提案者： 第 4590 地区 (ブラジル)

~~国際ロータリー細則を次のように改正する。~~

~~第 5 条 理事会 5.060. 理事会の会合 5.060.1. 頻度、通知、および方法~~

~~(該当部分)~~

~~理事会は、年 3 回を限度として直接対面式の会合を開くものとし、規定審議会の年度には、さらに 1 回、直接対面式の会合を開くことができる。~~

制定案 22-43 元会長審議会の規定を RI 細則から削除する件 (撤回)

提案者： 第 7360 地区 (米国)

~~国際ロータリー細則を次のように改正する。第 20 条 その他の会合 20.030. 元会長審議会~~

制定案 22-44 事務総長の任期を 2 期までとする件

提案者： 横浜東ロータリークラブ (日本、第 2590 地区) 前橋ロータリークラブ (日本、第 2840 地区) 第 3490 地区 (台湾)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 6 条 役員 6.040. 事務総長の選挙と任期

理事会はロータリアンを事務総長として選出し、その任期は 5 年を超えない。その選挙は、任期の最終年の 3 月 31 日までに、または空席が生じた場合に行われ、理事会が異なる日付を設定しない限り、選挙後の 7 月 1 日に新しい任期が始まる。事務総長は一度に限り再選されることができる。

(趣旨及び効果)

RI 役員任期が短期間に設定されているのは、リーダーシップの継続を保持しながら、時代の推移に伴う変化に的確な判断と対応をし、組織運営を健全に保持することにある。また、意欲ある有能な人材を登用する機会をもたらす、組織の活性化と長期的な発展を高めるためである。事務総長の任務は、これらの理由から見直す必要がある。

(審議に入る)

(反対) RI 理事 事務総長の雇用条件は理事会が決定することになっている。事務総長は理事会から構成される雇用委員会から推薦します。RI と事務総長の契約は理事会の議場において署名されます。事務総長の業績は毎年理事会において審査され、事務総長の給与は執行委員会が毎年決定している。再選を含む契約の更新に関しては理事会が決定し、契約の解

消も理事会が承認することになっている。恣意的な制限によって理事会の裁量が制限されることは適切ではない。

(賛成) 2580 地区 アメリカ大統領は任期に制限がある。国際オリンピックでも任期に制限がある。権威主義の国家は独裁を継続する傾向があるが、理事は 2 年なのに、事務総長が長年就任する事に懸念をもっている。2019 年規定審議会で CEO になったことも懸念している。理事会が強い権限を持つのなら規定審議会は不要になる。

(反対) 9580 地区 理事会をしっかりと選考し、我々の利益のために選考されている。事務総長も同じである。任期に制限を付けることは長期戦略を達成することを阻害する。

(賛成) 3490 地区 事務総長の活動は重要であり前向きな指導力が必要になる。継続性を前提に長期的な観点で運営されることが必要で、10 年の任期は適当と判断する。

(反対) 任期を制限することに反対。事務総長は無期限ではなく理事会が責任をもって雇用できるからであり、事務総長は雇用されている立場で理事会での投票権はない。事務総長はポリシーメーカーではなく雇用者であることも再認識していただきたい。

(賛成) 2760 地区 民主的で平和を目的とするロータリーで、いくら素晴らしい人でも長期になると悪い例ではあるがロシアのようになる恐れがある。長期政権になると腐敗と官僚化をもたらす恐れがあり、時代の変化に対応できなくなる。事務総長は CEO であり R I 会長代理を務めることが出来る大きな権限を持っている。長期になれば次世代の人々の出現を阻害する。

(反対) 7750 地区 45 年のロータリアンである。被雇用者としての事務総長と前から認識していた。任期に制限があるのなら優秀な人材は応募しない。

→173 対 304 で否決

制定案 22-45 事務総長の任期を 4 年とし 2 期までに限る件

提案者：和歌山南ロータリークラブ（日本、第 2640 地区）敦賀ロータリークラブ（日本、2650 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 6 条 役員 6.040. 事務総長の選挙と任期

理事会はロータリアンを事務総長として選出し、その任期は 54 年を超えないとする。その選挙は、任期の最終年の 3 月 31 日までに、または空席が生じた場合に行われ、理事会が異なる日付を設定しない限り、選挙後の 7 月 1 日に新しい任期が始まる。事務総長は再選されることができる。事務総長の任期は 2 期 8 年を超えてはならない。（本文終わり）

（趣旨および効果）

事務総長はロータリー組織の最高経営責任者（CEO）であり、無期限にその地位に留まることは望ましくない。一定の任期を設けるべきである。

（審議に入る）

（動議）7750 地区 無期限延期を動議する（同じような制定案なので）

無期限動議の投票→225 対 246 で否決

本動議の審議に入る

→142 対 338 にて否決

制定案 22-93 事務総長の資格と報酬制限を定める件

提案者： 敦賀ロータリークラブ（日本、第 2650 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

6.050. 事務総長の資格

事務総長はガバナーとして全期を務めた者、あるいはそれに準ずる経験をもつと理事会が判断した者でなければならない。

（続く条項は、該当する番号に振り直す）

~~6.100.~~ 6.110. 役員の報酬

事務総長は、理事会が定める額の報酬を受ける唯一の役員とするし、その年間報酬は 400,000 米ドルを超えないものとする。理事会の経費支弁方針に従って認められている妥当かつ領収書を伴う経費の支払い以外、その他の役員や会長ノミニーに対しては、謝意、謝礼金、これに相当する支払いを含め、一切支払いが行われないものとする。

（趣旨と効果）

事務総長の職責は多岐にわたり、豊富なロータリーの知識と経験が求められる。現在 RI の役職にはすべてロータリー役員としての経験が資格として求められる。たとえば、ガバナーは会長経験者、理事はガバナー経験者でなければならない。RI の最高経営責任者である事務総長にも、理事同様の資格条件が求められるべきである。

また、RI は世界的な非営利の奉仕団体であり、その財務は全世界のロータリー会員の会費が主な収入源である。従って、報酬を得る唯一の役員の報酬範囲を会員に明示すべきである。RI 理事会が具体的な報酬額を決定することは認められるが、その報酬上限額を規定審議会で規定することは合理的である。提案されている上限額は、国連事務総長の現在の報酬を参考としている。

（審議に入る）

（反対）9685 理事会は、事務総長を選出することになっている。報酬額は同様な使命を持つ団体と比べて適切である。理事会は独立した組織である。

議長：反対意見ばかりです。審議終了の札も見えます。もう 1 名反対者の意見を聞きます。

（反対）4500 米国大統領やライオンズと比較するのは間違い。ライオンズがどれだけ支払っているかは問題ではない。理事会がすべてを代表している。ガバナーなどが事務総長の責務を担うことは難しい。だから反対だ。

（反対）理事 ロータリーは世界的な団体で国際的なガバナンスを行っていることを指摘したい。理事会が事務総長を任命し、その報酬は、理事会が国際的な慣習に基づいて決定されている。

→135 対 345 にて否決

制定案 22-46 人頭分担金を増額する件

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する。

当初案

各クラブは、各会員につき、次のように RI に人頭分担金を支払う。~~2019-20 年度には半年ごとに米貨 34 ドル、2020-21 年度には半年ごとに米貨 34 ドル 50 セント、2021-22 年度には半年ごとに米貨 35 ドル、2022-23 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 36 ドル 50 セント、2024-25 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2025-26 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 38 ドル 50 セント。~~人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

修正動議

2023-24 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2024-25 年度には半年ごとに米貨 39 ドル 25 セント、2025-26 年度に半年ごとに米貨 41 ドル。

当初案は毎年 2 ドル値上げ (3 年間で 6 ドル値上げ)

修正案は 1 年目 4 ドル、2 年目 3.5 ドル、3 年目 3.5 ドル (3 年間で 11 ドル値上げ)

(審議に入る)

(反対) 3040 地区 2 年間にわたるコロナ禍で運営をしてきた中で、今増額する時期ではない。

(賛成) 6630 地区 ロータリーは職業人の集まりであり、世界的な団体である。大きな組織を維持するためには大きなリソースが必要となる。GDPR (EU 一般データ保護規則) の施行に関しても採用していかないし、ローターアクトが負担する金額は少ない。ウクライナ等への支援をするにも資金は必要となる。

(反対) 4052 地区 コロナ禍で多くの犠牲がでている。ロータリアンも困難な状況になっている。ボランティアな人たちに増額を要求してはならない。

(賛成) 6780 地区 ワールドクラスの人道奉仕団体に所属している意味で、多くの資金が必要であることを認識すべき。クラブと地区の支援、プログラム、会員サービス、RI ウェブサイト、コンタクトセンター等様々な所が機能している。財務委員会は資金をしっかりとマネージしているがインフレには対応することはできない。4 ドルはコーヒー一杯分であり、クラブや地区へ還元されることも理解していただきたい。

(反対) 7030 地区 私の地区は米ドル 41 ドルでも、カリブでは 110 ドルになる。

(反対) 3201 地区 他で収入を確保したり、節約することで値上げ幅を抑えるべき。

(延期動議) 3011 地区 延期するべき (議長) 反対の立場での発言と認識する。

(反対) 5300 地区 値上げは人道奉仕への資金に影響を与え、「超私の奉仕」が出来なくなる。

(反対) 4500 地区 貧しい地域では困難な提案である。ブラジル、南アメリカでは会員減少が続き、コロナ禍・インフレがロータリアンの負担は増加している。

(賛成) 3251 地区 45 年前入会した。ロータリーには「満足感」が重要である。人道的奉仕を継続する意味で「頭」で考えるのではなく「心」で考えていただき支持いただきたい。

(反対) 2580 地区 ウクライナ戦争による世界の経済困難は大変な影響を与えている。ロータリアンの職業も困難な状況であり、会員減少の懸念が拡大している。100 万人 80 万人になっても対応する準備をすることに優先いただきたい。従って反対である。

(質問) 6540 地区 55%準備金の重要性をお聞きしたい。

(事務総長) 理事会が設定した。6 カ月の運営費用に該当する。これは規定審議会で値上制定案が否決された場合にこれからの 4 年間で準備金が枯渇することになる。

(質問) 2730 地区 否決された場合どうなるのか？ (議長) 現状の人頭分担金のままである。

(質問) 5810 地区 昨日のプレゼンで 2 ドルではサービスを削除されるとしたが、同じようなサービスを同じ会員数で同じような事を提供をする、また 2 ドルであれば準備金目標を満たす事が出来ると思う。

(事務総長) 2 ドル増額ではかなりの負債となる。インフレ率が意図したよりも高く、会員数も意図したよりも低い。このような要因をもって修正動議とさせていただきます。

(賛成) 1410 地区 強く支持する。インフレが拡大しているし、これで十分なのかと危惧している。

(反対) 4730 地区 いつもいつも値上げを上程する。最初にコストを削減するべき。

(賛成) RI 会長 世界中を訪問してロータリーの素晴らしさを実感している。その素晴らしさはボランティアの皆様が活動し、RI 本部スタッフのサポートの賜物である。他に例のない組織として投資を継続し、十分な収入が必要となる。私達のサービス (奉仕?) は高いレベルを維持しなければならない。困難な状況でもタフな決定をしなければならない。RI はコスト削減を継続しているし毎年 100 万ドルの節約をしている。インパーソンミーティングの削減も実施している。しかし、人頭分担金増額は非常に重要であり、全員の支持をいただきたい。

→285 対 205 にて採択

制定案 22-47 40 歳未満の会員に対する人頭分担金を改正する件

提案者： 鹿屋西ロータリークラブ (日本、第 2730 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 章 財務事項 18.030. 会費 7 18.030.1. 人頭分担金

各クラブは、各会員につき、次のように RI に人頭分担金を支払う。2019-20 年度には半 9 年ごとに米貨 34 ドル、2020-21 年度には半年ごとに米貨 34 ドル 50 セント、2021-22 年 10 度には半年ごとに米貨 35 ドル、2022-23 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 35

ドル 50 セント。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。ただし、40 歳未満のロータリークラブ会員の人頭分担金は、ローターアクトクラブ会員の額に準ずる。(本文終わり)

(審議に入る)

(反対) 意図は理解できるが収入減となる。

(質問) 6060 地区 アクトの人頭分担金は？

(事務総長) 大学基盤 5 ドル、社会人基盤 8 ドル

(反対) 1090 地区 クラブで一番若い会員は 21 歳で、彼は今の人頭分担金で構わないとしている。

→68 対 410 で否決

制提案 22-48 人頭分担金を 2022-23 年度の額に据え置く件撤回

~~提案者： 第 4560 地区 (ブラジル) 第 4621 地区 (ブラジル)~~

~~国際ロータリー細則を次のように改正する。~~

~~第 18 章 財務事項 18.030. 会費 18.030.1. 人頭分担金~~

~~2023-24 年度、2024-25 年度、2025-26 年度の人頭分担金は半年ごとに米貨 35 ドル 50 セントに据え置かれるものとする。~~

制提案 22-49 最低 10 会員分の人頭分担金を支払うことをクラブとローターアクトクラブに義務付ける件

提案者： Delhi Lutyens ロータリークラブ (インド、第 3011 地区) Dharwad ロータリークラブ (インド、第 3170 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

~~3.020.4. 会員の不足による終結~~

~~会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により、理事会がそのクラブを終結することができる。~~

第 18 章 財務事項 18.030. 会費 18.030.3. 人頭分担金の最低額

クラブもしくはローターアクトクラブの会員数が 10 名に満たない場合は、仮に会員数が 10 名である場合に支払うであろう金額と同額を支払うものとする。

(続く条項は、該当する番号に振り直す) (本文終わり)

(審議に入る)

(反対) 1040 地区 皆に公平かという意味で問題がある。

(賛成) 3170 地区 共同提案をしている。小さなクラブでも活発に活動している、会員を拡大するための「刺激」を与えることになる。R I の財政面でも良い効果をもたらす。

→154 対 323 で否決

制定案 22-50 クラブ報告および会費支払いの期日を改正する件

提案者：Bombay Airport ロータリークラブ（インド、第 3141 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 章 財務事項 18.020. クラブ報告

クラブまたはローターアクトクラブは、毎年 7 月 1 日現在および 1 月 1 日現在、または理事会が定めたほかの期日に、同日におけるそのクラブの会員数を、それぞれの期日より 10 日以内に RI に報告するものとする。

10 18.040. 支払時期 7 月 1 日を 7 月 10 日、1 月 1 日を 1 月 10 日に変更。

（審議に入る）

（反対）イリノイ 現状の期日に問題はないのでこの改定には反対する。

→158 対 321 で否決

修正案 22-51 人頭分担金を月払いとし、ローターアクターがロータリアンと同額を支払うよう規定する件（塗りつぶし部分を修正案として追加）

提案者：Chapecó-Centro ロータリークラブ（ブラジル、第 4740 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する。第 11 条 会費

各クラブおよびローターアクトクラブは~~半年ごと~~、月ごと、あるいは理事会により定められたほかの期日に、RI 人頭分担金を納付するものとする。（以下省略）

（趣旨及び効果）

本制定案は、米貨との交換レートが毎月変動する中で、クラブにおける人頭分担金収支の均衡を取ることを目指すものである。

（審議に入る）

（反対）ネパール 月払になるとクラブ幹事の仕事に負担がかかるから反対

（反対）9220 地区 クラブ管理面で煩雑になり、送金を 12 回することも問題

（反対）RI 理事 クラブの負担が重くなる（送金手数料）ので反対

→28 対 443 にて否決

制定案 22-52 監査委員会と監査済み財務諸表に関する規定を改正する件

提案者：RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する。

17.060. 監査委員会

（以下詳細は省略し、以下の趣旨及び効果の全文を掲載）

（趣旨および効果）

本立法案の目的は、監査委員会の権限、構成、独立性を RI 細則において維持することである。本案は、監査委員会に関する文言を改正し、「監査済み年次報告書」の内容を、本組織全体の「年次報告書」で報告される項目ではなく、現在の慣行に基づいて、監査済み財務諸

表において米国会計基準（US-GAAP）に準じて報告される項目とすることである。

（審議に入る）

（賛成）2580 地区 正しい財務諸表をタイムリーに提出いただくことに賛成

（反対）透明性ということにならないと判断する。

（賛成）7930 地区 監査委員会に務めた事があり、この制定案は重要であり支持したい。

→357 対 102 で採択

制定案 22-53 理事会が RI 準備金からの支出を報告する場所を改正する件

提案者： 第 2250 地区（ノルウェー）他 5 地区から提案

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 6 条 理事会 第 2 節—権限。

本定款および細則、1986 年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、（中略）
理事会は、準備金からの支出を必要とした特別な事情について次の国際大会 ならびに規定審議会 に報告するものとする。理事会は、いかなる場合も、その時点における RI の純資産を超える負債を生じさせてはならないものとする。

（趣旨及び効果）

RI 理事会が提案し、2019 年規定審議会が採択した制定案 19-79 は、国際大会における審議ならびに投票活動を削減した。規定審議会によりこの決定が下された以上、重大情報全般、特に財務関連の情報の報告が国際大会のみで行われるべきではない。

（参考資料）

19-79 国際大会の手続を更新して近代化する件

趣旨および効果

現行の RI 細則第 10 条「国際大会」の大部分は RI 定款第 9 条と同じ概念を繰り返している。第 10 条の一部の詳細（「特別協議会」、信任状委員会、投票委員会、「公式招待状」）は時代遅れになっている。本制定案は RI 細則を改正して、現代の国際大会の実情に一致させる。485 対 23 で採択

（審議に入る）

（賛成）スウェーデンからあった。

→432 対 33 で採択

制定案 22-54 RI の予算と年次報告書をロータリーのウェブサイトで公開する件

提案者： 第 3640 地区（韓国）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 章 財務事項 18.050. 予算 18.050.5. RI 予算の年次公表

毎年 9 月 30 日までに、理事会が決定した方法で RI 予算を RI のウェブサイトにおいて 公表し、すべてのクラブおよびローターアクトクラブに周知させるものとする。

18.080. 報告（変更部分のみ掲載）

クラブとローターアクトクラブは請求すれば RI のウェブサイトからこの報告書を入手できるものとする。

事前審査で同意議題となったので審議されない

制定案 22-55 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件 撤回

提案者： 第 4590 地区（ブラジル）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

~~第 18 章 財務事項 18.080. 報告（変更部分のみ掲載）~~

~~それぞれの部門で、承認された予算と 10 パーセントを超えて異なるあらゆる多額の支出について完全な詳細を含めるものとし、RI のウェブサイトで公開するものとする。~~

制定案 22-56 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件

提案者： 木更津ロータリークラブ（日本、第 2790 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 16 条 改正

第 2 節 — 提案者。本定款の改正はクラブ、地区大会、グレートブリテンおよびアイルランド内 RI の審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手続に従って理事会によってのみ提案することができる。

国際ロータリー細則

第 7 条規定審議会、第 8 条決議審議会でも同様の趣旨で変更を提案している。

（趣旨及び効果）

地区がこのような立法案を提出する場合には、地区大会で採択された決議でのみしか提案することができない規定になっている。本制定案は、地区提案の制定案と決議案の承認を、クラブ提案の立法案と同様の手続きによって可能にすることを目的としている。

→400 対 65 で採択

制定案 22-57 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件

提案者： 前橋ロータリークラブ（日本、第 2840 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 8 条 決議審議会 8.050. 決議審議会で審議される制定案

決議審議会は、規定審議会の特別会合として理事会が緊急性があると判断し、正規の手続で提出した制定案を審議し、決定を行うものとする。ただし、緊急性の範囲は、前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定すべきである。

（趣旨及び効果）

本制定案は、「緊急性」の範囲が理事会で恣意的に拡大解釈されることのないよう、また、ロータリーにおける唯一の立法機関であるという規定審議会の理念と権限、信頼性が損なわれることのないようにするものである。

(審議に入る)

(反対) RI 理事 緊急制定案は次の COL に待てない緊急な制定案である。制限を設けるには反対

→255 対 216 で採択

制定案 22-58 制定案に関連する締切日を改正する件

提案者： Monterrico-Surco ロータリークラブ (ペルー、第 4455 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 7 条 規定審議会 7.050. 制定案と見解表明案の締切日

事務総長は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 12 月 31 日前年の 6 月 30 日までに、制定案を受理しなければならない。理事会は、緊急性があると判断した制定案を、規定審議会の開催前の 12 月 31 日までに提案することができる。理事会は、見解表明案を、審議会の閉会までいつでも提案することができる。

立法案の修正案は年度の 9 月 30 日 (現行前年度の 3 月 31 日)

立法案の公表は審議会年度の 12 月 31 日 (現行 9 月 30 日)

(趣旨及び効果)

本制定案の目的は、クラブならびに地区からの立法案に対する提出締切日を、規定審議会の期日により近づけることにより、それらの立法案の作成に、より時間的な余裕を与えることである。これにより、任期が始まったばかりの審議会代表議員による参加が向上するばかりか、立法案に対する関心が高まるものと思われる。

(審議に入る)

(反対) 6780 地区 良い案とも言えるが、事務手続面で大きな悪い影響を与える。定款細則委員会の負担、事務面でも多くの負担をかける。

(賛成) 4465 地区 検討するのに十分な時間を持つことは意義がある。

(反対) 7830 地区 事務局の負担と、ゾーン研究会での検討ができないデメリットがある。

(賛成) 4905 地区 すべての制定案はクラブから提案され、締め切りを変更することで代表議員にメリットを与えたいと思う。

(反対) RI 理事会 皆に公平に反すると思う。英語圏にない人々に悪い影響を与える。

(賛成) クラブと 3 カ月の時間がある。そこで十分な時間が必要になるので今より多くの時間を我々に与えていただきたい。事務面での手続きは改善することで解決できる。

→215 対 257 で否決

制定案 22-59 RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件

提案者： 第 2580 地区（日本）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 7 条 規定審議会 7.050. 制定案と見解表明案の締切日

事務総長は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 12 月 31 日までに、制定案を受理しなければならない。理事会は、見解表明案ならびに緊急性があると判断した制定案を、規定審議会の開催前の 12 月 31 日までに提案することができる。理事会は、~~見解表明案を、審議会の閉会までいつでも提案することができる。~~

（趣旨及び効果）

理事会は規定審議会閉会までいつでも見解表明案を提案できることになっている。そこで、見解表明案についても規定審議会の開催前の 12 月 31 日までに提案すべきものとする。

（審議に入る）

（反対） 理事会はリーダーであり、このような事を許してはならない。

（賛成） 4456 地区 事前に検討する時間が必要。

（反対） 9140 地区 様々な状況が予想されるので、しっかりと対応できるためには反対。

（賛成） 2110 地区 バランスが必要であり、時間が必要。それで民主的になるから。

（反対） 見解表明案に反対できるので、意味の無い制定案。

（賛成） 2760 地区 理事会と規定審議会のバランスが必要であり、三権分立で規定審議会は立法府である。80%が最初の参加であり、じっくり考える時間をとる事が必要になる。従って賛成。

（反対） 1090 地区 理事会はリーダーであるとの意見と同じである。

→258 対 217 で採択

制定案 22-60 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件

提案者： 神戸西神ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）前橋ロータリークラブ（日本、第 2840 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 8 条 決議審議会 8.070.2. 欠陥のある決議案

次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

(a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を要請する場合。

(b) 理事会または TRF 管理委員会の裁量の範囲内にある運営または管理にかかわる行為を要請する場合。

(c) 理事会または TRF 管理委員会によって既に実施されている行為を要請する場合。

（趣旨及び効果）

し、RI 理事会と TRF 管理委員会の「裁量の範囲内」にある事柄は非常に幅が広く、いずれかの機関が下した決定に関するどのような意見や提案も、定款細則委員会により「欠陥」の

理由と見なされる可能性がある。本来、「提案」や「意見」は、既に実施されている行為に対し、これを調整するために行われるものであるから、これらに対する提案が許されないとするのは、制度の趣旨と矛盾する。「請願」では決議審議会の議題とはならないので地区代表議員がそれに対する意思を表明することができない。上記の理由から、第 8.070.2.(b)項と(c)項は、ロータリークラブや地区の提案権を不当に制約するものであり、その正当性には重大な疑問があると考えため、削除すべきである。

(審議に入る)

(反対) イアン・スコット 2019 年規定審議会で COR のマイクロマネジメントが必要と決められた。すでに決定したことを何故決議するか疑わしい。運営は理事会・TRF が決める事である。欠陥のある制定案を削除することで合理的な運営ができる。

(賛成) 7490 地区 決議審議会は提案をするものであり、理事会の裁量権を超えているので事前削除に反対。

(反対) RI 理事 2019 年審議会で決定している。目的は COR が効率的になる事であった。例えば温暖化への対応等の決議案は既に重点分野に入っているので必要のない決議案である。46 件の内 10 件がそのような欠陥があった。もし欠陥を指摘された場合修正してその後提案ができる面でも合理的なルールである。反対いただきたい。

(反対) 7430 地区 2つの理由で反対。COR の時間と経費削減、理事会は傑出したメンバーで構成されているのでその権限を縮小することになる。

→212 対 265 で否決

制定案 22-61 RI 細則における矛盾を解消する件

提案者： RI 理事会

(趣旨及び効果)

2019 年規定審議会は、制定案 19-115 「国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件」を採択した。ところが、2019 年規定審議会が採択した通りに RI 細則を変更した際に、変更点のいくつかが相互に矛盾している、あるいはそれらの変更点が意図されていないほかの変更を生じさせることがわかった。例えば、第 11.020.9.項に挿入した 6 月 30 日の締め切りは、第 11.020.12.項にある 6 月 1 日の締め切りと明らかに矛盾している。よって、本制定案は、細則の一定の部分を元々の規定に戻す。

事前審査で同意議題となったので審議されない

制定案 22-62 決議審議会に提出された決議案または緊急制定案に欠陥があるとした理由を公表することを義務化する件

提案者： 加古川平成ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 8 条 決議審議会

8.090. 審議会に回付されない決議案と制定案決議案または制定案が正規の手続で提出されていない、または正規の手続で提出されたが欠陥があると理事会が決定した場合、その決議案または制定案は審議会に回付されず、事務総長が提案者にこの旨通告し、その理事会の決定の理由を公表するものとする。

(趣旨及び効果)

当該決議案や制定案が欠陥のあるものとみなされた場合、どのような運営および管理または既に実施されている行為に抵触したのかにつき、事務総長にその理由の説明責任を負わせる。それにより、RI 理事会や TRF 管理委員会が既に実施している行為の具体的内容が世界のロータリアンに開示され、なおいっそう RI 理事会や TRF 管理委員会の透明性の確保が保てることになると思われる。

(審議に入る)

(反対) 3054 地区 欠陥のある立法案は別の機会に修正して再提出する事が出来る。事務局の負担が増加する意味でも反対

(賛成) 3090 地区 公開することに賛成。理由を明確にすることで起案者へのフィードバックになる。

(反対) RI 理事 コロナ禍によりコミュニケーションの電子化が進んでいる。欠陥に関する理由も明示しているのでこの制定案はバンドラの箱を開けることになる。時間とコストの無駄。

→232 対 250 で否決

制定案 22-63 ~~ローターアクトクラブが立法案と決議案を提案し、ローターアクターが投票権を有する審議会議員となることを許可する件~~ (撤回)

提案者： RI 理事会

制定案 22-64 審議会代表議員候補者の推薦規定を改正する件

提案者： 第 3490 地区 (台湾)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 9 条 審議会の構成と手続 9.060. 地区大会における代表議員の選挙

9.060.2. 推薦

~~クラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせる者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブ会員を推薦できる。クラブは、そのクラブの会員 1 名のみを代表議員の候補者として推薦できる。そのような候補者は、審議会代表議員となる資格があり、議員を務める意思があり、実際に務めが果たせる会員であるものとする。クラブ会長と幹事は、推薦書を作成してこれを証し、ガバナーに提出するものとする。候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブではない場合、推薦が認められるには、候補者の所属クラブの会長と幹事もこの推薦を証するものとする。(本文終わり)~~

(趣旨及び効果)

現行規定は、同一クラブから複数の会員が候補者に選ばれる可能性がある。さまざまな立法案に関する各クラブの立場は、そのクラブの会員の方がよく知っているであろう。従って、代表議員候補者は、各クラブが所属会員の中から推薦するのが好ましい。

(審議に入る)

(反対) 3220 地区 3 日間柔軟性を守る投票をしてきた。この制定案は逆行するものであり反対。

(反対) 1950 地区 選出を制限するものになる。これは不必要であり利益もない。現在の規定は逆に望ましい。

(賛成) 3262 地区 理にかなっているので賛成

→117 対 360 にて否決

制定案 22-65 直近の 5 名の元会長を投票権を有しない審議会議員とする件

提案者： 第 7360 地区 (米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 9 条 審議会の構成と手続 9.110. 審議会役員

9.110.6. 投票権のない議員

会長、会長エレクト、直近の 5 名の元会長、理事会のほかのメンバー、および事務総長 は、審議会の投票権を有しない議員である。管理委員会の選んだ TRF 管理委員 1 名は、審議会の投票権を有しない議員である。

(審議に入る)

(反対) 6060 地区 人頭分担金の値上げが採択された。2019 年審議会にも参加したがコスト削減が討議されている。あえて経費を支払う必要はない。

(賛成) 5400 地区 2019 年審議会に参加している。投票権の無い人たちであっても代表議員が相談したりすることで、何時でも待機している状態にすることが大事である。

(反対) 3012 地区 任意的である。なぜ全員でないのか？ また前回審議会決定を覆すものであり、理事会メンバーも参加しているので十分。

(質問) 3510 地区 どれだけのコストがかかるのか？ (議長) 既に記載されている。

→158 対 314 で否決

制定案 22-66 規定審議会を直接会合またはオンライン会合で開催できるよう認める件

提案者： 第 4420 地区 (ブラジル)

国際ロータリー定款を次のように改正する。第 10 条 規定審議会

第 2 節 一 時期および場所。規定審議会は 3 年に 1 度、4 月、5 月、6 月のいずれかの 6 月、できれば 4 月に、直接会合もしくはオンライン会合形式で招集されるものとする。

(以下省略)

(審議に入る)

(反対) 3240 地区 時差の問題はフェアではない。コロナ禍の状況でハイブリットになっているだけである。

(賛成) 2100 地区 参加が出来なかった代表議員がオンラインで参加することが出来る意味で賛成

(反対) 5300 地区 テクノロジーは完璧ではない。運営面も問題があるがやはり「時差」の問題は大きい。

(賛成) 4170 地区 2019 年 COL は 250 万ドルの経費が費消された。その削減の意味で賛成。

(質問) 5180 地区 インパーソンだけなのかオンラインだけなのか、それともハイブリットなのか？ (議長) 制定案通りの意味である。

→212 対 274 にて否決

制定案 22-67 決議審議会における緊急制定案の採択に関する規定を明確化する件

提案者： Mumbai West Coast ロータリークラブ (インド、第 3141 地区)

(趣旨及び効果)

緊急制定案は決議審議会において、代表議員が詳細に討論することなしに投票できると定められた。私たちは、すでに採択された制定案の重要性を保全するため、過去の規定審議会における決定を改正または逆転するためには、RI 定款の場合は 3 分の 2 以上の支持を、RI 細則の場合は過半数の支持を必要とするよう、ここに提案する。

(審議に入る)

(反対) 5500 地区 決議審議会は制定することはできない。理事会へ検討・請願をする場である。

決議審議会は定款を改定することが出来ないので反対する。

(賛成) 2 名から賛成意見あり

(反対) 決議審議会は組織規程を変更することが出来ないというシンプルな理由で反対する。

→119 対 359 にて否決

制定案 22-68 規定審議会の議事録を公開するよう規定する件

提案者： 前橋ロータリークラブ (日本、第 2840 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

7.070. 立法案の審査 7.070.7. 審議会議事録の公開

規定審議会の議事録を、規定審議会終了後 6 カ月以内に、RI ウェブサイト上で英語で公開するものとする。 (本文終わり)

(趣旨及び効果)

現行規定では、規定審議会終了後、各クラブに「決定報告書」を送付することになっている

が (9.150.1. 報告)、この報告書は決定された採択制定案を列挙するだけのもので、当日審議会会場において代表議員間でどのように賛成・反対の議論が交わされ決定に至ったのか、その審議プロセスは把握できない。規定審議会の代表議員には初参加の者も多い。討議の内容を公開することにより、代表議員は過去の規定審議会の議論の経緯を把握でき、次回の規定審議会に提案する立法案の質的向上が期待できる。

(審議に入る)

(反対) 9370 地区 立場は理解できる。かなり大変なスタッフの作業とコストがかかると思われる。参加者が地域の会員へ説明するべき。

(賛成) 初めての参加者が準備のための資料として有用。コストはそんなに大きいとは思われない。(自動翻訳機能等)

(反対) 討論経過について開示する必要はない。

(賛成) 3131 地区 公開する事はメリットがある。コストは問題ではない。

→202 対 270 にて否決

制定案 22-69 採択された決議案にかかわる決定についてガバナーに通知するよう規定する件

提案者：神戸西神ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）高砂青松ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 10 条 規定審議会 第 6 節 — 採択決議案。

理事会は、決議審議会が終了してから 1 年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに通知するものとする。(本文終わり)

(審議に入る)

→329 対 144 にて採択

22-70 国際ロータリー定款を、実質的な変更を行うことなく現代化かつ合理化する件

要旨

この制定案は、RI 定款に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、定款細則委員会が各条項の見直しを行った。

内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、RI 定款は 4 分の 1 程短縮され、ずっと使いやすくなる。変更の例は以下の通りである。

- RI の性格と目的を一つの条項にまとめる
 - クラブの管理に関する第 8 条「管理」の部分の文言を現代化する
 - 国際大会での投票手続に関する文言を更新する
- どの機関が RI 定款を改正できるかについては、RI 細則における組織規定の改正に関する

規定で既に特定されているため、RI 定款第 16 条から削除する。

(審議に入る)

(反対) 2580 地区 合理化に賛成であるが、どこをどのように変更したかが明確ではない。本質的な変更がないことを確認したい。

(賛成) 3040 地区 シンプルにわかりやすくすることに賛成。

→424 対 52 で採択

制定案 22-71 クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件

提案者： RI 理事会、Merimbula ロータリークラブ (オーストラリア、第 9705 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 8 条管理

第 2 節 — クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は、常に本定款および細則の規定に準拠するものとする。

(e) 6000 以下のクラブを含み、期間を 6 年以内とした、理事会が適切とみなす監督を伴う試験的プロジェクト。(本文終わり)

修正案制定案 22-71 クラブの管理の試験的プロジェクトについて規定する件

提案者： RI 理事会 Merimbula ロータリークラブ (オーストラリア、第 9705 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 14 条 管理上の集団と管理上の地域単位 14.020. 監督

地理的に隣接する 2 つ以上の地区から成る区域内のクラブについて、ガバナーによる監督のほかに、他の監督方法を理事会が追加設定することができる。理事会が監督方法を設定する場合、理事会が手続規則を定めるものとし、この手続規則は、関係地区内クラブと国際大会の承認を得なければならない。

14.030. 試験プロジェクトを通じた監督

理事会は、影響を受けるすべての地区から承認を得ることを条件に、クラブを監督する方法として試験プロジェクトを創設できる。RIBI 内および／またはオーストラリアまたはニュージーランドを含むゾーン内にあるクラブのみを、試験プロジェクトに含むことができる。理事会は、下記のセクションに沿っていないこのような地区を対象としたガバナンスの規則と手続きを決定できる：

(a) 7.020.および 7.030. (立法案の提案と承認)；

(b) 8.030.および 8.040. (決議案の提案と承認)；

(c) 15.020. – 15.060. (地区会合と地区資金)；および

(d) 16.030. (ガバナーの任務)

(続く条項は、該当する番号に振り直す) (本文終わり)

(趣旨および効果) (全文)

本制定案の目的は、理事会がロータリー世界の二つの地域における試験的取り組みを支援できるようにすることである。この取り組みは、以下の二つの地域の既存のクラブ、ロータリアン、ローターアクターを支援する革新的方法に焦点を当てる：

- 1) グレートブリテンおよびアイルランド
- 2) 現在ロータリーの第 8 ゾーンとして特定されているゾーンの一部である、ニュージーランド、オーストラリア、特定の太平洋諸国

ロータリー世界のほかの地域は、この試験的プログラムの一部とはならない。また、この試験的取り組みはいかなる形でもクラブ構成に影響を与えるものではなく、より地域的な支援と地域的なガバナンス構成を導入するための新たな方法を試すこととなる。

いずれの地域も、試験的取り組みへの参加に関心を示している。これら二つの地域では、過去 10 年間に会員数が大幅に減少した。クラブの平均人数も大きく減少しているほか、会員の平均年齢は上昇し、これらの地域の地区の全体的な健全性が脅かされている。何も行動を起こさないことの代償は大きくなる。

本制定案は、社会が変化するペースと、テクノロジーが私たちの生活に与える影響の増加に適応していくための取り組みである。現在、世界的な組織は、より機敏に動き、リーダー層と草の根とがより直接的なつながりを持てるよう、そのほとんどが組織構造の階層を大きく減らしている。しかし、ロータリーの構造は、長年の間にボランティアの階層と役割が増えた結果、序列構造に膨らんでしまっている。

本制定案では、効率性を高め、会員へ提供するプログラム、提供物、ツールを地域化し、会員のリーダー職をより管理しやすく、実行しやすいものとするための新たな方法を模索する新たなモデルを試すこととなる。

修正前の趣旨及び効果 (全文)

本制定案の目的は、クラブとロータリアンに対する監督において、新しく、より現代的な管理構造を試すことを理事会に許可することにある。社会が変化するペースと、テクノロジーが私たちの生活に与える影響の増加を考慮すると、クラブと会員をサポートする新しい方法を検討するのは適切なことである。ロータリーの効率性を高め、会員がサポートを受けやすくし、ボランティアの役割をより管理しやすく負担が少ないものにする方法を模索する必要がある。現在のボランティア構造は、70 年以上前、コミュニケーションを取るにしても、人の意欲を高めるにしても、直接面と向かってつながる以外に手段がなかった時代に設置されたものである。現在の構造は、長年の間にボランティアの階層と役割が増えた結果、大きな序列構造に膨らんでしまっている。現在、世界的な組織は、より機敏に動き、リーダー層と草の根とがより直接的なつながりを持てるよう、そのほとんどが組織構造の階層を大きく減らしている。本制定案は、ロータリー業務の提供方法をより柔軟にして効率性を高める可能性を秘めた新しいモデルを理事会が試せるようにするものであり、そのモデルには、業務および提供物の地域化を含む。

(審議に入る)

(反対) 2580 地区 前半部分音声が不明瞭で記載できず。会員数は減少している。シニアリーダーにより多くの負荷を与えている等の本質的な原因を調査してから実行するべき。

(賛成) 1145 地区 修正案は細則変更になる。RIBI は会員減少に対しての対応を迫られている。研修、合同の年次会合が出来るようになり、組織等の全体的な構成にリスクを与えるものではない。

地区や地区ガバナーのより良いサポートをできるようにする為にパイロットを進める。

(反対) 1720 地区 ガバナンスの変革に同意する。理解できないのは、ガバナーが自分達が求めるようなストラクチャー（組織・体系）が出来ないのかが問題。

(賛成) 9820 地区 クラブからの支持を得られていると聞いている。公共イメージの向上に資する提案である。研修・公共イメージへの寄与になると思う。このパイロットは他のロータリー、地区に影響を与えない。

(反対) 3490 地区 ガバナーではなくカOUNCILによる構成になることは、独立性を侵害する。ロータリアンにとっても理解されにくい。結果的に中央集権的な組織になり、ローカライズを阻害する。既存のシステムで良い。

(賛成) オーストラリア ロータリアンが減少し高齢化している。ガバナンスの変化が求められている。より強固なロータリーボイスが必要になっている。地元でガバナンス構成を持たせることによってクラブに様々な支援ができるようになる。

(反対) 1920 地区 中央集権化を容認することになり、会員増にもならない。我々はボランティア団体であり管理・監督が増えていくことは良くない。現状の運営でなんの問題はない。

(賛成) 9800 地区 試行錯誤をしていくことで成長するべきである。試験ゾーンに機会を与える事で結果を見る制定案である、

(反対) 1720 地区 すべての地区に当てはまらないと思われる。

(賛成) 3201 地区 趣旨と効果は明確である。革新的方法を試みることを奨励するべき。

(反対) 2310 地区 革新には賛成だが、理事会の方針が不鮮明である事が問題。

→ 324 対 150 にて採択

制定案 22-72 地区の境界の変更基準を変更する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

15.010.1. 境界の廃止と変更

~~理事会は、クラブ数が 100 を上回る地区、あるいはロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を廃止あるいは変更することができ、その地区のクラブを近隣地区に編入させる、これらの地区をほかの地区と統合する、または分割できる。~~

理事会は、クラブ数が 20 未満またはロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を変

更、またはそれらの地区のクラブを近隣地区に編入または統合、あるいはクラブ数が 100 またはロータリアンの数が 5,400 名を上回る地区を分割することができる。(抜粋)

(趣旨および効果)

地区の境界を設定する際、統合・分割いずれの場合もクラブ数、会員数の両方に基準を設けることで、各地区の適正な規模を維持するためのより柔軟な対応を可能とする。

(審議に入る)

(反対) 3000 地区 地区分割されたとき 14 クラブしかなかった。2 分割に特に反対する。

→247 対 234 にて採択

制定案 22-73 地区境界の変更における施行期日の延期を規定する件

提案者： 第 456 地区 (ブラジル)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

15.010.1. 境界の廃止と変更

(変更部分のみ抜粋)

地区の境界を撤廃または変更するすべての決定については、それらの施行日を少なくとも 4 年間延期するものとする。

(趣旨及び効果)

ほとんどの地区では、新会員を招くことばかりか、既存の会員層を維持することも困難と 29 なっている。地区境界の変更に猶予期間を設ければ、ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、ならびに被任命者たちが、地区境界の変更という難題への対応に引き続き集中する動機となるであろう。

(審議に入る)

(反対) 地区再編成の委員長を歴任している。公平さを保つことが重要であり、近隣地区との統合は進行している。ローカル面を尊重しながら運用しているが、この制定案は柔軟性を阻害すると思われる。一つの地区ではなく、すべての地区にとってもメリットを考えていただきたい。

(賛成) コロナ禍で予期しない影響を受けている。ロータリーも同じである。そのような状況で時間を与えることで回復させる時間を与えていただきたい。

(反対) 理事会 4 年延期に反対。変化の適応というニーズに理事会は既に猶予を与えている。

→125 対 349 にて否決

制定案 22-74 年次地区大会の開催を義務とする規定を削除する件

提案者： Bundaberg Central ロータリークラブ (オーストラリア、第 9570 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

9.060.4. 代表議員と補欠議員の選出

地区大会、もしくはガバナーが実施するクラブ投票にそにおいて過半数の票を得た候補者を規定審議会と決議審議会の代表議員とする。

11.020.4,選挙、11020.5、15.040.1 同趣旨の変更あり。

(趣旨及び効果)

本提案は、地区大会を毎年開く必要要件を削除するものである。本提案により、大会を毎年開くか、適切だと判断した時に開くかは、各地区が柔軟に決められるようになる。地区大会は不測の状況により取りやめとなることがある。それらの状況には、天災、感染症の大流行、または一般にロータリアンによる大会出席を妨げるような経済状況が当てはまる。

(審議に入る)

(反対) 8981 地区 地区大会で決定しなければならない決議事項があるし、ロータリーの祝賀と友情を深める場として継続して開催するべき。

→118 対 361 にて否決

制定案 22-75 地区大会の開催の頻度と形式の規定を改正する件 撤回

提案者： Darwin Sunrise ロータリークラブ (オーストラリアと東ティモール民主共和国、第 9550 地区)

~~国際ロータリー細則を次のように改正する。~~

15.040.1. 開催時

~~ガバナーとクラブ過半数の会長の合意によって定める時において、地区大会を毎年開催するものとする。大会は1年間、開催を停止することができる。ただし、大会は少なくとも2年に一度開催されなければならない。大会は、直接対面式、または電話会議、またはインターネットによるビデオ会議もしくはその他のコミュニケーションツールの用いたバーチャル形式で開催することができる。~~

制定案 22-76 地区大会の計画に関する規定を改正する件

提案者： 第 3490 地区 (台湾)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

15.040.1. 開催時

ガバナーとクラブ過半数の会長の合意によって定める時において、地区大会を毎年開催するものとする。ガバナーノミニーは、選出され、事務総長に対して書面で証された時点で、ガバナーを務める年度の大会の計画を始めることができる。

15.040.2. 開催地の選定

ガバナーノミニーとその時点における、そのノミニーがガバナーとなる年度と同年度に就任するクラブ会長の過半数が、大会の開催地について合意しなければならない。あるいは、

理事会は、~~ガバナーノミネーと、同年にクラブ会長を務める者の過半数が、大会の開催地を選定できることを承認することができる。~~

(趣旨及び効果)

ガバナーが、自分の年度に開かれる地区大会の開催地と日時を、その年度のクラブ会長とともに決めるのは理にかなっている。それは、現ガバナーと現クラブ会長にとって、またはガバナーノミネーとクラブ会長ノミネーにとっても当てはまる。

(審議に入る)

→168 対 292 にて否決

制定案 22-77 専門能力開発を奉仕の第二部門に、職業奉仕委員会を推奨されるクラブ委員会に加える件

提案者： Paris 20ème Service & Industrie ロータリークラブ (フランス、第 1660 地区)
標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 6 条 五大奉仕部門

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していき、その精神を以って専門能力開発を支援していくという目的を持つものである。

(趣旨と効果)

ロータリーが第一選択肢として返り咲くためには、専門能力開発を再びロータリーの主要目標の一つとして導入すべきであろう。

決議案 20R-03(ロータリーの価値として専門能力開発を再導入することを検討するよう RI 理事会に要請する件) は、2020 年決議審議会により採択されている。

(審議に入る)

(反対) 既に十分の委員会で構成している。

(賛成) 1720 地区 職業の開発に繋がり、若い人たちに入会することにより専門能力開発の支援によって会員維持につながる。

(賛成) 3020 地区 会員の職業奉仕がロータリーの目的の一つであり、若いメンバーを入会してもらうためには重要なツールとなる。地域社会に役立つ事と、メンバーへのインセンティブになる。

→227 対 245 にて否決

制定案 22-78 積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件

提案者： 第 5550 地区 (カナダ)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 6 条 五大奉仕部門

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。(4, 5にも「積極的」文言を追加)

(趣旨及び効果)

ロータリーの第一の重点分野は平和の推進である。奉仕部門の規定を明確化することにより、ロータリアンが、各地域社会と世界において真に意義ある平和に的を絞りやすくなるであろう。

(審議に入る)

(賛成) 前に 2 回提出されている制定案である。情熱をもって積極的な平和を目指すことを支持いただきたい。

(反対) 3040 地区 基本的に平和をロータリーは目指している。スリランカ、ウクライナの事例で活動している。わざわざ加える意義はない。

(反対) 3510 地区 定義に問題がある。明確に示されていないから多くの違った解釈が出て混乱する恐れがある。

→249 対 219 にて採択

制定案 22-79 高齢者の生活の質の向上を含めるよう奉仕の第三部門を改正する件

提案者：Strasbourg Kléber ロータリークラブ (フランス、第 1680 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する

第 6 条五大奉仕部門

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々ならびに高齢者一般の生活の質を高めたために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。それらの取り組みにより、人々が質の高い医療と安全かつ快適な生活環境を享受できるようになり、高齢者層とより若い世代の人々との前向きな交流が促進される。

(審議に入る)

(反対) 7430 地区 奉仕部門を読むとすべての人達を指している。高齢者を列挙すると若い人、難民等を入れることができがない。この制定案は必要ない。

(賛成) 1700 地区 高齢者は増大している。世界的に高齢化が加速している。一人暮らしも多くなり孤独と貧困が拡大する。昨年の決議審議会で同様の決議を上程して採択されている。

(反対) 4440 地区 社会奉仕の範疇は幅広い。細分化するのに反対。

(賛成) 3040 地区 高齢者の生活の質を高めることに賛成。

(反対) 3120 地区 現状でも高齢者への奉仕活動を実施できる。

→125 対 347 にて否決

制定案 22-80 地区と地区を国際的に結びつけるために奉仕の第四部門を改正する件

提案者： Madras Temple City ロータリークラブ（インド、第 3232 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 6 条 五大奉仕部門

4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は（中略）各地区は、ほかの国にある地区と 3 年間、理事会により決められたかたちで結びつけられるものとする。

（趣旨及び効果）

行事予定を伴う構造的な方法を取り入れれば、グローバル補助金の機会と、遠く離れた地区間での文化・友好交流の機会が向上すると思われる。

（審議に入る）

（反対）RI 理事 国際ロータリーは地区への強制はできない。相互の合意は地区の主体性である。また、財政的にも負担は多いと思われる。

（賛成）3231 地区 国際間の友情を構築できるようになる。青少年交換等が活性化を期待できる。

（反対）2750 地区 理事会で決定して強制される事は適切ではない。地区同士の自然で自由な結びつきを阻害するので反対。

（賛成）3131 地区 2 つの地区が柔軟的に共通の意欲をもち、プロジェクトは後になると思われる。

（反対）義務化は不適當。現状でも地区間も実践されている。

→59 対 417 にて否決

制定案 22-81 標準ロータリークラブ定款に奉仕の理念を加える件

提案者： 敦賀ロータリークラブ（日本、第 2650 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 6 条 奉仕の理念

奉仕の理念は、物事の過程の最初に奉仕を置くものであり、人に対する善意と思いやりの心を自己の生活全般に適用し、行動することである。

（続く条項は、該当する番号に振り直す）（本文終わり）

（趣旨及び効果）

第 5 条にはロータリーの目的が規定されているが、その中に述べられている「奉仕の理念」については、その定義は明らかにされていない。ロータリーの最も大切な文書について、『ロータリーの理想の友愛』第 11 章奉仕の理想の意味（日本語は米山梅吉訳）に書かれた創始者ポールハリスの言葉を引用し、その定義を明らかにすることは、今後のロータリー運動にとり大きな指針となるものである。

(審議に入る)

(反対) 3262 地区 制定案はより改善することが目的であると思う。これを付け加えるには超私の奉仕があるので混乱を引き起こす。

(賛成) 3881 地区 新しい定義が奉仕の理念にとって必要。奉仕の理念を目的の中に入れ、説明できるようになることは有益。

→176 対 301 にて否決

制定案 22-82 ロータリアンの行動規範を規定する件

提案者： 第 3740 地区 (韓国)

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 5 条 ロータリアンの行動規範

ロータリアンが使用するために次の行動規範が採択された。ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

- 1) 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 2) 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
- 3) 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- 4) ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
- 5) ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持することを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への報復が起こらないよう確認する。

標準ロータリークラブ定款にも掲載を提案している。

(趣旨及び効果)

制定案は、「ロータリアンの行動規範」を理事会が単に推奨する方針としてロータリー章典に含めるだけに留めず、正式に RI 定款および標準ロータリークラブ定款に取り入れてその意義を高め、それにより次の目標を達成しようとするものである。

(審議に入

(反対) 6690 地区 定款変更であることを理解するべき。

(賛成) 3680 地区 ロータリーは奉仕団体として長年ポオリオ撲滅に取り組んできた。個人的にも成長をする事にも繋がっている。理念と行動を前提にしながら活動をしていく上で行動規範を付け加えるべきである。

(反対) RI 理事 行動規範はニーズ・時代にあったものにしなければならない。従って、柔軟性をもって変更するべき規範である。定款に掲載されれば、3 年毎の審議会で審議されることになるので反対する。

(賛成) クラブの団結・強化につながるので賛成。

→108 対 366 にて否決

理事会決定に関する提訴

理事会は、イスラマバード・キャピタル・ロータリークラブとイスラマバード・ダウンタウン・ロータリークラブ（いずれもパキスタン）から提出された第3272 地区の2023-24 年度ガバナー選挙に関する不服申し立てを受け、2021 年11 月に第36 号の決定を行った。この第36号決定のセクションの b, c, d に関する提訴となっている。

議長：理事会の決定を維持すべきかどうかだけを審議する。それぞれのスピーカーが5分発言。質問や議論はない。ただし、手続き上の質問だけが許可。

パキスタンのラヒーズグレートクラブの代表メフティカさんの発言：

選挙がフェアだったかどうか。対処が正しいものであったかどうか。

理事会の証拠は不十分であった。しっかりと公聴されなければならない。

E投票のプロセス ガイドラインは安全なものである。メールアドレスは3か月前に行われたことであって、おかしいことではない。フレンジック調査で、同じアドレスを使った証拠はない。だから、公平な選挙が行われた。

相手候補者は今まで5回選挙に出て、選ばれていない。

今回の決定で、Tazeem Ahmed 氏高潔性のある方であり、名誉が傷つけられた。

これからも活動ができるようにしてもらいたい。引き続き、ロータリーの役職を維持できるようにしてほしい。

RI理事会の発言：

11月に申し立てで、E選挙を操作した。選挙違反があった。今まで何度か警告をした。

また、Tazeem Ahmed 氏は財団寄付を自分の名前で操作している。彼に否があることを判明。非常に不正があった。だから元役員として認められない。

（採決）理事会の意見を維持すべきかどうか。

採択 455：29 理事会の決定が支持された。

制定案 22-83 クラブが例会を取りやめられる理由を改正する件

提案者： 加治木ロータリークラブ（日本、第 2730 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第7条第一節 - 例会

理事会は、ここに列記されていない (1) から (4) 以外の理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができるが、ただし、(1) から (4) 以外の理由の場合においては、3 回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

（趣旨及び効果）

休会判断の根拠を明確にし、また、連続休会の制限根拠を分かりやすく示すことによって、

それぞれのクラブがコロナ禍にあって、新しい例会の持ち方など、創意工夫することによってクラブ活動全体が活性化するものと思料する。

(審議に入る)

→233 対 251 にて否決

制定案 22-84 ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件

提案者： 第 1810 地区 (ドイツ)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 4 条 クラブの会員身分

4.090.他クラブへの出席

ロータリアンならびにローターアクターは、他ロータリークラブまたは他ロータリークラブの衛星クラブの例会に出席できる。ただし、正当な理由で会員身分が終結された会員は、元クラブまたは元クラブの衛星クラブの例会に出席することはできない。(本文終わり)

事前審査で同意議題となったので審議されない

制定案 22-85 出席報告の提出義務を撤廃する件

提案者： 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区) 木更津東ロータリークラブ (日本、第 2790 地区) Maryville ロータリークラブ (米国、第 6780 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

4.080.出席報告

~~各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には、出席報告を事務総長に提出するものとする。~~

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

本文終わり

(趣旨および効果)

クラブが出席状況を毎月ガバナーに報告する義務を撤廃しても、各クラブはクラブ内の出席状況を確認でき、出席率の良い会員に何らかのかたちで報いることができる。これからも、クラブは自身の例会出席に関する方針に適した方法で出席および活動参加の状況に注視できるし、出席と参加がクラブの成功のかぎである限り、そうすべきである。ガバナーが望めば、クラブに毎月、出席報告を求めることは依然として可能である。

(審議に入る)

(反対) 2760 地区 その年度のガバナーが出席率を求めなければ把握できないことによる悪い影響を来す。例会出席の減少、クラブ活動の不参加、例会出席の重要性をロータリアンが自覚するためにも必要である。従って反対する。

(賛成) 2110 地区 クラブのレポートは無用であり賛成する。

(反対) 3131 地区 ロータリーへ積極的にかかわる意味で、出席率は退会維持のための重要な資料であるので賛成。

(賛成) 4262 地区 クラブ幹事が余計な仕事をしていると認識する。

(反対) 5130 地区 出席することは重要と思う。奉仕活動も活発に行われているのか、クラブが困難な状況になっているのかを知る情報として重要。

→319 対 162 にて採択

制定案 22-86 出席報告を月次会員総数の報告に変更する件

提案者：川越ロータリークラブ（日本、第 2570 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

4.080. 出席月次会員総数の報告

各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告クラブの会員総数をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には、出席報告会員総数を事務総長に提出するものとする。（本文終わり）

（趣旨及び効果）

国際ロータリー細則 4 条には、依然「月次出席報告をガバナーに提出するものとする」と記述されている。これは、各クラブの出席報告の多様性を招いてしまっている。従って、条文を実態に合わせることで主旨の徹底を図り、クラブ運営を効率的にすることが肝要と考えた。

（審議に入る）

(反対) 7770 地区 22-85 が採択された撤回するべき

(反対) 3010 地区 オンラインベースで実施されているので無駄

→68 対 409 にて否決

制定案 22-87 出席報告の要件を改正し、奉仕活動の四半期報告を含める件

提案者：大阪ロータリークラブ（日本、第 2660 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する。

4.080. 出席報告

各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。~~各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内にそのクラブの月次出席報告を、年度の最終例会後 15 日以内にメイクアップ後の年次出席報告を、ガバナーに提出するものとする。~~各クラブは、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を、各四半期の最終例会後 15 日以内に事務総長に報告するものとする。無地区クラブの場合には、出席報告およびボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を事務総長に提出するものとする。（本文終わり）

（趣旨及び効果）

現行のガバナー例会出席報告の義務を残し、事務総長への奉仕活動報告を新たに行う規定が望ましい。

(審議に入る)

(反対) 3271 地区 22-85 が採択され、撤回するべき

(動議) 5090 地区 22-92 まで無期限延期にする (議長) 87 のみに限られる。

→65 対 421 にて否決

制定案 22-88 クラブ細則において出席規定の例外を規定することを禁ずる件

提案者： Bombay Seacoast ロータリークラブ (インド、第 3141 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 10 条 出席

~~第 7 節 — 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。~~

第 13 条 会員身分の存続

第 4 節 — 終結 — 欠席。

~~(c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。~~

(本文終わり)

(趣旨及び効果)

会員は所属クラブの例会への出席だけでなく、欠席をメイクアップする上でも非常に柔軟な対応が許されている。そこで、第 10 条 7 節(c)項「例外」を削除することを提案する。これは、現行の例会出席規定をさらに弱めることが、会員による参加がほとんどなくなるような状況につながる可能性があるためである。

(審議に入る)

(反対) 5030 地区 強く反対する。この制定案は間違っているのではないかと考えている。2016 年 2019 年規定審議会で柔軟性導入という進歩的な制定案を審議し採択した。その柔軟性を否定することは時間を逆行することになる。

(賛成) 3120 地区 この制定案は様々な解決になると考えている。会員減少を解決するうえでクラブの機能を維持する事が前提になる。奉仕活動と親睦だけのクラブは問題である。

(反対) RI 理事 参加を活発にするために、出席例外を削除する事は関係ない。柔軟性とは逆行する。

→67 対 405 にて否決

制定案 22-89 クラブ細則に出席規定の例外を定めることを禁じ、メイクアップの期限を改正する件

提案者： 第 2730 地区 (日本)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 10 条 出席

第 1 節 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

(d) 次のような方法で同じ年度に、欠席する例会の前 14 日間または後 14 日間以内に欠席をメイクアップする：

~~第 7 節 — 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。~~

(本文終わり)

(反対) 3291 地区 クラブの例会を意義があり、もっと魅力的にすることが重要であり、ルールで縛るべきではない。

(反対) 5030 地区 過去に戻ることに反対

→47 対 425 にて否決

制定案 22-90 例会欠席のメイクアップ期限を改正する件

提案者： 佐賀南ロータリークラブ（日本、第 2740 地区）千葉幕張ロータリークラブ（日本、第 2790 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 10 条 出席

第 1 節 — 一般規定

(d) 次のような方法で同じ年度に、欠席する例会の前後 14 日間に欠席をメイクアップする：

(審議に入る)

(反対) 22-85 が採択されたので反対する。

(賛成) 3510 地区 2016 年審議会で柔軟性導入した経過があったが、柔軟性導入が果たしてよかったのかという反省を踏まえるとこの制定案に賛成である。

→カード方式にて採択 反対多数にて否決された。

制定案 22-91 —メイクアップの期限を改正する件撤回

~~提案者： 第 2760 地区（日本）~~

~~標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。~~

~~第 10 条 出席~~

~~第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、~~

~~(e) 次のような方法で同じ年度の各半期に欠席をメイクアップする：(本文終わり)~~

制定案 22-92 出席規定の免除手続の規定を改正する件

提案者： 第 3522 地区（台湾）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 10 条 出席

第 5 節 出席規定の免除

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

(反対) 3550 地区 柔軟性に反している。

(賛成) 3490 地区 シニアに尊敬を示す事であるが、毎年理事会で承認されなければならない。この制定案に賛成。

→233 対 229 にて採択

理事会付託から再審議

制定案 22-27 RI 理事会にロータリアンの元役員身分を剥奪することを許可する件

提案者： RI 理事会

(議長) 理事会は再審議動議者と反対提案者と会合し、制定案の 10 行目に「広聴の機会を与える」を追加するとした。

従って、この場では**修正案を討議**する。

(反対) 1610 地区 裁判官を経験している。制裁は明確にしなければならない。どのような犯罪があったのが前提になり、あいまいにすることは問題である。資格はく奪の条件が不明確になることは決定する側が恣意的な判断をすることになる。

(議長) そのために「広聴の機会を与える」を追加している。

(賛成) 7680 地区 修正案に賛成。将来の混乱を避けるために理事会に権限を与える事は重要。公聴会での弁明、理事の 3 分の 2 の投票等は妥当と思われる。

(反対) 2290 地区 理事会は強力な権限を持つことになる。第三者が調査し意見を述べる機会を作らなければならない。従って反対する。

修正動議があったが不採用

(賛成) 5280 地区 懸念したのは手続問題である。裁判長を経験しているので文言が不明瞭であったからである。しかし、広聴という文言を追加したことで賛成としたい。

(賛成) RI 理事会 自分達の裁量で行動をとる事が重要。賛同いただきたい。

(質問) 2580 地区 仲裁・調停担当部門が存在するのか？ (議長) 第 4 条で条項が存在する。

(質問) 5710 地区 申し立て手続きが明確化？ (議長) 公聴会で意見を聞く事になる。

→修正案に対する投票 295 対 164 にて採択

理事会への声明への投票

→カード方式にて評決 採択された。

事務局から代表議員の資格審査報告

543 人中 522 が承認され

インパーソン参加者 324 人 オンライン参加者 198 人